



熊本県公報

第 1 1 7 9 2 号

平成 21 年 3 月 27 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…… (人事課) 2
- 熊本県技能労務職員の給与の特例に関する規則…… (〃) 2
- 熊本県種畜貸付規則等の一部を改正する規則…… (私学文書課) 3
- 熊本県立技術短期大学規則の一部を改正する規則…… (労働雇用総室) 5
- 熊本県知事等の給与の特例に関する条例施行規則…… (人事課) 5

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…… (社会福祉課) 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…… (〃) 6
- 水防法による水防管理団体の指定…… (河川課) 7
- 水防法による河川指定の廃止…… (〃) 8
- 特定計量器定期検査の実施に伴う告示…… (産業支援課) 8
- 指定管理者の指定…… (文化企画課) 10
- 指定管理者の指定…… (健康福祉政策課) 10
- 指定管理者の指定…… (健康づくり推進課) 11
- 指定管理者の指定…… (環境政策課) 11
- 指定管理者の指定…… (自然保護課) 11
- 指定管理者の指定…… (農林水産政策課) 11
- 指定管理者の指定…… (森林整備課) 12
- 指定管理者の指定…… (港湾課) 12
- 指定管理者の指定…… (都市計画課) 12
- 指定管理者の指定…… (〃) 13
- 指定管理者の指定…… (〃) 13
- 指定管理者の指定…… (下水環境課) 13
- 指定管理者の指定…… (〃) 13
- 指定管理者の指定…… (〃) 14
- 指定管理者の指定…… (住宅課) 14
- 指定介護老人福祉施設等の指定…… (高齢者支援総室) 14
- 河川区域の廃止…… (河川課) 15
- 河川区域の廃止…… (〃) 15
- 植木都市計画下水道事業植木公共下水道の事業計画変更…… (下水環境課) 16
- 「介護サービス情報の公表」制度に係る指定情報公表センターの指定…… (高齢者支援総室) 16
- 保安林の指定施業要件の変更…… (森林保全課) 16
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…… (障害者支援総室) 16
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…… (〃) 17
- 土地区画整理事業事務受託要項の一部を改正する要項…… (都市計画課) 17
- 熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款…… (監理課) 17
- 熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款…… (〃) 17
- 熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款…… (〃) 17
- 道路の区域変更…… (道路保全課) 18
- 道路の供用開始…… (〃) 18
- 使用料収納事務の委託…… (文化企画課) 18
- 官有土石砂利払下規程の廃止…… (河川課) 18
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…… (砂防課) 18
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…… (〃) 42

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見…… (商工政策課) 44
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見…… (〃) 44
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不明者

| | | |
|--|-----------|----|
| に係る当該通知の掲示 | (森林保全課) | 45 |
| 訓令 | | |
| ○熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程の一部を改正する訓令 | (財政課) | 45 |
| 登載依頼 | | |
| ○熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則 | (学校人事課) | 46 |
| ○熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 46 |
| ○熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 46 |
| ○「熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域(公安委員会告示)の一部改正 | (警察本部地域課) | 47 |
| ○熊本県議会図書室図書貸出閲覧規則の一部を改正する規則 | (議会事務局) | 47 |
| ○熊本県議会面会人等取扱規程の一部を改正する規程 | (〃) | 47 |
| ○熊本県政務調査費の交付に関する条例施行規程 | (〃) | 47 |
| ○熊本県議会事務局の組織などに関する規定の一部を改正する訓令 | (〃) | 55 |
| ○庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する訓令 | (〃) | 56 |
| ○指定管理者の指定 | (社会教育課) | 56 |
| ○熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則 | (学校人事課) | 56 |
| ○熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 | (人事委員会) | 57 |
| ○主幹教諭の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則 | (〃) | 57 |
| ○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 72 |
| ○熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 74 |
| ○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 74 |
| ○熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 75 |
| ○熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 75 |
| ○熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程 | (〃) | 76 |
| ○熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令 | (福利厚生課) | 76 |

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和 3 2 年熊本県規則第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「又は乗船船舶」を削る。
別表第 3 中「又は乗船船舶」を削り、同表福祉総合相談所の項、総トン数 5 0 トン以上の船舶の項及び総トン数 5 トン以上 5 0 トン未満の船舶の項を削る。

附 則
この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県技能労務職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 5 号

熊本県技能労務職員の給与の特例に関する規則
平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間における熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和 3 2 年熊本県規則第 3 8 号。以下「給与規則」という。)の適用を受ける技能労務職員の給料月額は、給与規則第 3 条及び第 4 条(第 8 条の規定により一般職員の例によることとされる場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により定める額(以下「基礎額」という。)から、基礎額に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

附 則
1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
2 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成 1 8 年熊本県規則第 3 4 号)附則第 4 項の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用

については、「これらの規定により定める額」とあるのは「これらの規定により定める額と熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年熊本県規則第34号）附則第4項の規定による給料の額（以下「平成18年改正規則附則の規定による給料の額」という。）との合計額」と、「基礎額」とあるのは「基礎額（退職手当の額の算定の基礎となる給料月額、基礎額から、平成18年改正規則附則の規定による給料の額を除いた額）」とする。

熊本県種畜貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第6号

熊本県種畜貸付規則等の一部を改正する規則

（熊本県種畜貸付規則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の様式中「殿」を「様」に改める。

- (1) 熊本県種畜貸付規則（昭和24年熊本県規則第70号）様式第1号から様式第3号まで
 - (2) 熊本県宿舍管理規則（昭和44年熊本県規則第22号）別記第1号様式から別記第5号様式まで
 - (3) 熊本県消防団員等賞じゅつ金授与条例施行規則（昭和44年熊本県規則第78号）別記第1号様式
 - (4) 熊本県庁用自動車管理規則（昭和46年熊本県規則第56号）別記第1号様式
 - (5) 熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則（昭和46年熊本県規則第71号）別記様式
 - (6) 熊本県建設業法施行細則（昭和47年熊本県規則第38号）別記第3号様式
 - (7) 熊本県伝統工芸館条例施行規則（昭和57年熊本県規則第56号）別記第1号様式から別記第4号様式まで
 - (8) 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年熊本県規則第62号）別記第2号様式及び別記第4号様式
- （熊本県農業倉庫業法施行細則及び医療法施行細則の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の様式中「昭和」を削る。

- (1) 熊本県農業倉庫業法施行細則（昭和24年熊本県規則第91号）様式第1号
 - (2) 医療法施行細則（昭和31年熊本県規則第25号）別記第29号様式
- （熊本県牧野法施行細則及び熊本県みつばち腐蛆病まん延防止規則の一部改正）

第3条 次に掲げる規則の様式中「昭和」を削る。

- (1) 熊本県牧野法施行細則（昭和26年熊本県規則第4号）別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第5号様式まで
- (2) 熊本県みつばち腐蛆病まん延防止規則（昭和32年熊本県規則第15号）別記第1号様式

（熊本県恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 熊本県恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和32年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの様式中 「○ 県知事殿」 を 「○ 県知事様」 に改める。

別記第4号様式から別記第6号様式までの様式中 「裁定庁殿」 を 「裁定庁様」 に改める。

別記第7号様式中 「○ 県知事殿」 を 「○ 県知事様」 に改める。

別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式中 「熊 本 県 知 事 殿」 を 「熊 本 県 知 事 様」 に改める。

別記第 1 0 号様式中 「裁 定 庁 殿」 を 「裁 定 庁 様」 に改める。

別記第 1 1 号様式中 「○ 〇 県 知 事 殿」 を 「知 事 様」 に改める。

別記第 1 2 号様式中 「裁 定 庁 殿」 を 「裁 定 庁 様」 に改める。

別記第 1 3 号様式中 「○ 〇 県 知 事 殿」 を 「知 事 様」 に改める。

別記第 1 4 号様式から別記第 1 7 号様式までの様式中 「熊 本 県 知 事 殿」 を 「熊 本 県 知 事 様」 に改める。

(熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)
第 5 条 熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則 (昭和 3 4 年熊本県規則第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第 5 号様式中「昭 和」を削る。

別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式中「殿」を「様」に改める。

(熊本県職場適応訓練委託規則の一部改正)
第 6 条 熊本県職場適応訓練委託規則 (昭和 3 8 年熊本県規則第 6 6 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記第 2 号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第 4 号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記第 5 号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式中「殿」を「様」に改め、「昭和」を削る。

(熊本県中小企業従業員住宅貸付条例施行規則の一部改正)
第 7 条 熊本県中小企業従業員住宅貸付条例施行規則 (昭和 4 3 年熊本県規則第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第 2 号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第 5 号様式中「殿」を「様」に改め、「昭和」を削る。

別記第 6 号様式から別記第 1 0 号様式までの様式中「殿」を「様」に改める。

別記第 1 1 号様式中「昭和」を削る。

別記第 1 2 号様式から別記第 1 6 号様式までの様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第7号

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則
熊本県立技術短期大学校規則（平成8年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第8条中第5号を第6号とし、同条第4号中「第69条第3号」を「第150条第4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第23条第2号中「第29条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第24条中「規定により」の次に「授業料の」を加える。

第25条中「規定により」の次に「授業料の」を加え、「免除の理由」を「免除を受けた理由」に改める。

第26条中「規定により」の次に「授業料の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県知事等の給与の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第8号

熊本県知事等の給与の特例に関する条例施行規則
熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成21年熊本県条例第11号）第4条第1号の規則で定める職員は、熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の規定による管理職手当の区分が1種、2種、3種又は4種と定められている職にある職員とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|----------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 訪問介護事業所こころの森 下益城郡美里町白石野85番地1号 | NPO法人こころの森 下益城郡美里町白石野85番地1号 | 平成21年2月4日 |
| あかり 菊池市大琳寺197番地 | 有限会社キクチ観光タクシー 菊池市大琳寺197番地 | 平成21年2月9日 |
| ケアラウンジGALA 水俣市浜二丁目2番1号 | 医療法人寺崎会 水俣市浜一丁目2番30号 | 平成21年3月3日 |

（通所介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|----------------------------------|---------------------------------|------------|
| デイサービス温もりの家 荒尾市万田1015番地2 | 有限会社ナースケア健美 荒尾市万田387番地122 | 平成21年2月13日 |
| 海王亭デイサービス倶楽部 天草市天草町下田北1296番地4 | 株式会社サンライズ観光 天草市天草町下田北1366番地1 | 平成21年2月5日 |

| | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|----------------|
| J Aくま福祉の里木綿葉 球磨郡あさぎり町須恵覚井82 8番地 | 球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町一武2657番地4 | 平成21年2月1 8日 |
| ツクイ合志 合志市幾久富1904番地4 | 株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西 一丁目6番1号 | 平成21年2月1 7日 |
| デイサービスセンターみゆき苑 玉名市岩崎1042番地 | 株式会社一久 玉名市繁根木13番地 | 平成21年2月1 日 |

(認知症対応型共同生活介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|------------------------------------|----------------------------------|----------------|
| グループホームあいらく 上益城郡山都町滝上223番地 1 | 社会福祉法人蘇清会 上益城郡山都町滝上223番地 1 | 平成21年2月2 3日 |

(介護予防訪問介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|--------------------------------------|------------------------------------|---------------|
| 訪問介護事業所こころの森 下益城郡美里町白石野85番地 1号 | NPO法人こころの森 下益城郡美里町白石野85番地 1号 | 平成21年2月4 日 |
| あかり 菊池市大琳寺197番地 | 有限会社キクチ観光タクシー 菊池市大琳寺197番地 | 平成21年2月9 日 |
| ケアラウンジGALA 水俣市浜二丁目2番1号 | 医療法人寺崎会 水俣市浜一丁目2番30号 | 平成21年3月3 日 |

(介護予防通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------------|--------------------------------------|----------------|
| デイサービス温もりの家 荒尾市万田1015番地2 | 有限会社ナースケア健美 荒尾市万田387番地122 | 平成21年2月1 3日 |
| 海王亭デイサービス倶楽部 天草市天草町下田北1296番 地4 | 株式会社サンライズ観光 天草市天草町下田北1366番 地1 | 平成21年2月5 日 |
| J Aくま福祉の里木綿葉 球磨郡あさぎり町須恵覚井82 8番地 | 球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町一武2657番地4 | 平成21年2月1 8日 |
| ツクイ合志 合志市幾久富1904番地4 | 株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西 一丁目6番1号 | 平成21年2月1 7日 |

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|------------------------------------|----------------------------------|----------------|
| グループホームあいらく 上益城郡山都町滝上223番地 1 | 社会福祉法人蘇清会 上益城郡山都町滝上223番地 1 | 平成21年2月2 3日 |

(居宅介護支援)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------|-------------------------|---------------|
| ケアラウンジGALA 水俣市浜二丁目2番1号 | 医療法人寺崎会 水俣市浜一丁目2番30号 | 平成21年3月3 日 |

熊本県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活

保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

| 介護機関名称 | 開設者 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|------------|------------------|-----------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| | | | 旧 | 新 | |
| 介護用品トータルケア | 株式会社トータル・ケア・サービス | 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F | 事業所の名称 | | 平成21年2月2日 |
| | | | 八代市大村町384番地1 | 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F | |

(介護予防福祉用具貸与)

| 介護機関名称 | 開設者 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|------------|------------------|-----------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| | | | 旧 | 新 | |
| 介護用品トータルケア | 株式会社トータル・ケア・サービス | 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F | 事業所の名称 | | 平成21年2月2日 |
| | | | 八代市大村町384番地1 | 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F | |

(特定福祉用具販売)

| 介護機関名称 | 開設者 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|------------|------------------|-----------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| | | | 旧 | 新 | |
| 介護用品トータルケア | 株式会社トータル・ケア・サービス | 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F | 事業所の名称 | | 平成21年2月2日 |
| | | | 八代市大村町384番地1 | 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F | |

(特定介護予防福祉用具販売)

| 介護機関名称 | 開設者 | 介護機関所在地 | 変更事項 | | 変更年月日 |
|------------|------------------|-----------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| | | | 旧 | 新 | |
| 介護用品トータルケア | 株式会社トータル・ケア・サービス | 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F | 事業所の名称 | | 平成21年2月2日 |
| | | | 八代市大村町384番地1 | 八代市松江町526番地1 松江白石ビル2F | |

熊本県告示第243号

水防法（昭和24年法律第193号）第4条により、水防管理団体を次のとおり指定する。昭和40年6月22日熊本県告示第423号（水防法の規定に基づき水防管理団体を指定）は、廃止する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本水防区本部管内
 熊本市
 宇城水防区本部管内
 宇土市、宇城市、城南町

玉名水防区本部管内
 荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、長洲町
 鹿本水防区本部管内
 山鹿市、植木町
 菊池水防区本部管内
 菊池市、大津町、菊陽町
 阿蘇水防区本部管内
 阿蘇市、南小国町、小国町、南阿蘇村、西原村
 上益城水防区本部管内
 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町
 八代水防区本部管内
 八代市、氷川町
 芦北水防区本部管内
 水俣市、芦北町
 球磨水防区本部管内
 人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、山江村、球磨村
 天草水防区本部管内
 天草市、上天草市、苓北町

熊本県告示第244号

昭和31年5月22日熊本県告示第298号（水防法の規定による河川を指定）は、廃止する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第245号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、天草市、上天草市及び天草郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

| 検査区域 | 検査日 | 検査受付時間 | 検査場所 | 対象となる特定計量器 |
|------|----------------|----------------------|---------------|--|
| 上天草市 | 平成21年 5月11日 | 午前10時半から 午前11時半まで | 上天草市 湯島出張所 | 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり |
| 上天草市 | 平成21年 5月11日 | 午後1時半から 午後3時まで | 上天草市役所 大矢野庁舎 | |
| 上天草市 | 平成21年 5月12日 | 午前10時から 午後3時まで | 上天草市役所 大矢野庁舎 | |
| 上天草市 | 平成21年 5月13日 | 午前10時から 午後4時まで | 上天草市 松島保健センター | |
| 上天草市 | 平成21年 5月14日 | 午前9時から 午後4時まで | 上天草市 龍ヶ岳統括支所 | |
| 上天草市 | 平成21年 5月15日 | 午前9時から 午後3時まで | 上天草市 姫戸統括支所 | |
| 苓北町 | 平成21年 5月18日 | 午前11時半から 午後0時半まで | 苓北町 都呂々出張所 | |
| 苓北町 | 平成21年 5月18日 | 午後2時から 午後4時まで | 苓北町 富岡出張所 | |
| 苓北町 | 平成21年 5月19日 | 午前9時から 午前11時まで | 苓北町 坂瀬川出張所 | |
| 苓北町 | 平成21年 5月19日 | 午後0時半から 午後4時半まで | 苓北町役場 | |
| 天草市 | 平成21年 5月20日 | 午前9時から 午前11時半まで | 手野みかん選果場 | |

| | | | |
|-----|----------------|--------------------|----------------------------|
| 天草市 | 平成21年 5月20日 | 午後1時から午後 4時まで | 天草漁協 二江荷 捌所 |
| 天草市 | 平成21年 5月21日 | 午前9時から午後 4時まで | 天草市 五和支所 |
| 天草市 | 平成21年 5月22日 | 午前9時から午前 11時まで | 天草市 有明保健 センター |
| 天草市 | 平成21年 5月22日 | 午後0時半から 午後2時半まで | J Aあまくさ 統 合選果場 |
| 天草市 | 平成21年 5月25日 | 午前10時半か ら正午まで | 上津浦公民館 |
| 天草市 | 平成21年 5月25日 | 午後1時半から 午後4時まで | 島子公民館 |
| 天草市 | 平成21年 5月26日 | 午前9時から午後 3時まで | J Aあまくさ 栖 本集荷場 |
| 天草市 | 平成21年 5月27日 | 午前9時から午後 4時まで | 天草市 御所浦島 開発総合センター |
| 天草市 | 平成21年 5月28日 | 午前9時から正 午まで | 横浦島コミュニテ ィセンター |
| 天草市 | 平成21年 5月29日 | 午前9時から午後 2時まで | 天草市 倉岳支所 |
| 天草市 | 平成21年 6月1日 | 午前11時から 午後4時まで | 天草市 新和町民 センター |
| 天草市 | 平成21年 6月2日 | 午前9時から午前 11時半まで | 宮野河内公民館 |
| 天草市 | 平成21年 6月2日 | 午後1時半から 午後4時まで | 富津公民館 |
| 天草市 | 平成21年 6月3日 | 午前9時から午後 4時まで | 一町田公民館 |
| 天草市 | 平成21年 6月4日 | 午前9時から正 午まで | 須口地区健康管理 増進センター |
| 天草市 | 平成21年 6月4日 | 午後1時半から 午後3時まで | 天草市 牛深支所 魚貫出張所 |
| 天草市 | 平成21年 6月5日 | 午前9時から午前 11時まで | 天草市 牛深支所 二浦出張所 |
| 天草市 | 平成21年 6月5日 | 午後0時半から 午後2時まで | 天草市 ふかみふ れあいセンター |
| 天草市 | 平成21年 6月8日 | 午後1時から午後 4時まで | 天草市 牛深総合 体育館 |
| 天草市 | 平成21年 6月9日 | 午前9時から午後 4時まで | 天草市 牛深総合 センター |
| 天草市 | 平成21年 6月10日 | 午前9時から午前 11時半まで | 天草市 大江漁村 環境改善総合セン ター |
| 天草市 | 平成21年 6月10日 | 午後1時から午後 4時まで | 天草市 天草支所 |
| 天草市 | 平成21年 6月11日 | 午前9時から正 午まで | 天草市 天草支所 下田出張所 |
| 天草市 | 平成21年 6月11日 | 午後1時半から 午後4時まで | 天草市 天草支所 福連木出張所 |
| 天草市 | 平成21年 6月12日 | 午前9時から正 午まで | 亀場町公民館 |

| | | | |
|-----|----------------|--------------------|------------------|
| 天草市 | 平成21年 6月12日 | 午後1時半から 午後2時半まで | 志柿町公民館 |
| 天草市 | 平成21年 6月15日 | 午前11時から 正午まで | 宮地岳町公民館 |
| 天草市 | 平成21年 6月15日 | 午後2時から午 後4時まで | 楠浦町公民館 |
| 天草市 | 平成21年 6月16日 | 午前9時から午 前11時まで | 本町公民館 |
| 天草市 | 平成21年 6月16日 | 午後1時から午 後4時まで | 佐伊津町公民館 |
| 天草市 | 平成21年 6月17日 | 午前9時から午 後4時まで | 天草市 天草市民 センター |
| 天草市 | 平成21年 6月18日 | 午前9時から午 後4時まで | 天草市 天草市民 センター |
| 天草市 | 平成21年 6月19日 | 午前9時から午 前11時半まで | 天草市 天草市民 センター |
| 天草市 | 平成21年 6月19日 | 午後1時から午 後2時半まで | 下浦町公民館 |

2 所在場所検査

| 実 施 期 日 | 実 施 場 所 |
|---------------------------------|--|
| 平成21年5月18日か ら平成21年6月5日ま で | 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号） 第39条第1項第1号から第5号に定めるものによっては、 その計量器の所在場所 |

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第246号

熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）第11条第1項の規定により熊本県立劇場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|--------|--------------|------------------------|-------------------------|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県立劇場 | 熊本市大江二丁目7番1号 | 財団法人熊本県立劇場 理事長 小堀富夫 | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |

熊本県告示第247号

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-------------|--------------|------------------------------------|-------------------------|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県総合福祉センター | 熊本市南千反畑町3番7号 | 熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ 代表者 社会福祉 | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |

| | |
|--|--------------------------------|
| | 法人熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長 岡部 惠美子 |
|--|--------------------------------|

熊本県告示第 2 4 8 号

熊本県健康センター条例（昭和 5 9 年熊本県条例第 2 1 号）第 1 1 条第 1 項の規定により熊本県健康センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-----------|--------------------|-----------------------------|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県健康センター | 熊本市東町四丁目 1 1 番 2 号 | 財団法人熊本県総合保健センター 理事長 北野邦俊 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県告示第 2 4 9 号

熊本県環境センター条例（平成 5 年熊本県条例第 2 1 号）第 1 3 条第 1 項の規定により熊本県環境センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-----------|--------------------|---------------------------|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県環境センター | 熊本市帯山四丁目 1 8 番 1 号 | 株式会社キューネット 代表取締役 西川 尚希 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県告示第 2 5 0 号

熊本県ビジターセンター条例（平成 6 年熊本県条例第 4 1 号）第 8 条第 1 項の規定により熊本県天草ビジターセンターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|---------------|-----------------------|-----------------------------------|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県天草ビジターセンター | 上天草市大矢野町維和 4 9 6 0 番地 | 特定非営利活動法人上天草アクティブセンター 理事長 山川清英 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県告示第 2 5 1 号

熊本県農業公園条例（平成 2 年熊本県条例第 6 2 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、熊本県農業公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|---------|-------------|-------------------------|-------------------------|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県農業公園 | 合志市栄3802番地4 | 財団法人熊本県農業公社 理事長 坂口悦郎 | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |

熊本県告示第252号

熊本県阿蘇みんなの森条例（昭和61年熊本県条例第17号）第7条第1項の規定により熊本県阿蘇みんなの森の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|------------|-------------|---------------------------|-------------------------|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県阿蘇みんなの森 | 阿蘇市内牧267番地7 | 財団法人阿蘇市地域振興公社 理事長 佐藤義興 | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |

熊本県告示第253号

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第17条第1項の規定により三角港波多マリーナの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-----------|---------------------|---|-------------------------|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 三角港波多マリーナ | 宇城市三角町三角浦1160番地の153 | 三角町漁協フィッシャリーナグループ 代表者 三角町漁業協同組合 代表理事 組合長 坂本勝藏 | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |

熊本県告示第254号

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定により熊本県テクノ中央緑地の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|------------|------------------------|----------------------------|-------------------------|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県テクノ中央緑地 | 熊本市画図町大字下無田字津田1432番地17 | 社団法人熊本県造園建設業協会 会長 伊津野法昭 | 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで |

熊本県告示第 2 5 5 号

熊本県都市公園条例（昭和 5 3 年熊本県条例第 9 号）第 1 6 条第 1 項の規定により水前寺江津湖公園広木地区の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|--------------|-------------------------------|----------------------------|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 水前寺江津湖公園広木地区 | 熊本市画図町大字下無田字津田 1 4 3 2 番地 1 7 | 社団法人熊本県造園建設業協会 会長 伊津野法昭 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県告示第 2 5 6 号

熊本県都市公園条例（昭和 5 3 年熊本県条例第 9 号）第 1 6 条第 1 項の規定により水俣広域公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|--------|-------------------------|---------------------------------------|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 水俣広域公園 | 葦北郡芦北町大字芦北 2 5 9 3 番地 1 | ハートリンク水俣 代表者 株式会社山翠園 代表取締役 前田宜重 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県告示第 2 5 7 号

熊本県流域下水道条例（昭和 6 3 年熊本県条例第 3 8 号）第 3 条の規定により熊本北部流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-----------|----------------------|--|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本北部流域下水道 | 熊本市水前寺公園 2 8 番 4 3 号 | 九州テクニカル・熊本環技研委託業務共同企業体 代表者 九州テクニカルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 杉本陽児 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県告示第 2 5 8 号

熊本県流域下水道条例（昭和 6 3 年熊本県条例第 3 8 号）第 3 条の規定により球磨川上流流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|------------|----------------------|---|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 球磨川上流流域下水道 | 熊本市水前寺公園 2 8 番 4 3 号 | 九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体 代表者 九州テクニカルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 杉本陽児 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県告示第 2 5 9 号

熊本県流域下水道条例（昭和 6 3 年熊本県条例第 3 8 号）第 3 条の規定により八代北部流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-----------|--------------------|--|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 八代北部流域下水道 | 兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 8 号 | 日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ 代表者 株式会社日本管財環境サービス 代表取締役社長 濱中昱夫 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県告示第 2 6 0 号

熊本県営住宅条例（昭和 3 5 年熊本県条例第 1 1 号）第 4 4 条及び第 4 6 条の規定により県営住宅及び共同施設並びに県営改良住宅及び地区施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-------------------------------|---------------------|-----------------------|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設 | 熊本市水前寺六丁目 5 番 1 9 号 | 熊本県住宅供給公社 理事長 渡邊俊二 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県告示第 2 6 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項、第 4 6 条第 1 項及び第 4 8 条第 1 項第 1 号の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条、第 8 5 条及び第 9 3 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| サービスの種類 | 事業者名 | 事業所の名称 | 所在地 | 指定有効期限 |
|-------------|--------------------|-------------------------------|----------------------------|------------|
| 訪問介護 | 株式会社 紅い華ヘルパーステーション | 株式会社 紅い華ヘルパーステーション | 熊本県熊本市元三町二丁目9番22号 | 平成27年4月23日 |
| 訪問介護 | 特定非営利活動法人 わいわい | うすば指定訪問介護サービス事業所 | 熊本県熊本市薄場二丁目10番2号 | 平成27年4月24日 |
| 訪問介護 | 医療法人 起生会 | ヘルパーステーション なでしこ | 熊本県熊本市南千反畑町11番5号 | 平成27年6月1日 |
| 訪問介護 | 有限会社 居宅支援事業所・青い鳥 | ヘルパーステーション・青い鳥 | 熊本県熊本市御幸苗田二丁目2番3号 | 平成27年6月22日 |
| 訪問介護 | 有限会社 テイクケア・エフ | ヘルパーステーション すずめ | 熊本県熊本市画図東一丁目8番48号 | 平成27年6月22日 |
| 訪問介護 | 昭和タクシー合資会社 | くまもと福祉 | 熊本県熊本市近見一丁目4番11号 | 平成27年6月30日 |
| 訪問介護 | 株式会社 金橋商会 | 八代ケアサービス | 熊本県八代市大手町二丁目5番13号 | 平成27年5月31日 |
| 訪問介護 | 合資会社 君島タクシー | 君島タクシー 訪問介護ステーション | 熊本県水俣市大園町一丁目3番3号 | 平成27年5月31日 |
| 訪問介護 | 特定非営利活動法人きらきら | 生活支援センターきらきら | 熊本県玉名市六田8番地1 | 平成27年5月6日 |
| 訪問介護 | 松橋タクシー有限会社 | 松橋ケアサービス | 熊本県宇城市松橋町松橋1199番地1 | 平成27年5月31日 |
| 訪問介護 | 社会福祉法人 啓世会 | ヘルパーステーション 葉山苑 | 熊本県玉名郡玉東町木葉348番地 | 平成27年5月31日 |
| 訪問リハビリテーション | 医療法人社団 大徳会 | 介護老人保健施設 リハセンターひばり | 熊本県阿蘇郡南阿蘇村吉田2044番地の2 | 平成27年6月12日 |
| 福祉用具貸与 | 有限会社 コムライフ | 有限会社 コムライフ | 熊本県熊本市四方寄町518番地2 | 平成27年4月21日 |
| 通所介護 | 有限会社 リハビリ介護研究所 | 生活リハビリ館 | 熊本県熊本市春日一丁目14番27号 | 平成27年5月25日 |
| 通所介護 | 合資会社なかにしデイサービスセンター | デイサービスあおぞら | 熊本県八代市田中西町19号1番 | 平成27年5月31日 |
| 通所介護 | 社会福祉法人 天恵会 | 那後高瀬もやい処 | 熊本県玉名市高瀬224番地2 | 平成27年5月31日 |
| 通所介護 | 医療法人社団 白寿会 | 通所介護サービスセンター みずほ | 熊本県下益城郡美里町安部235番地1 | 平成27年6月1日 |
| 通所介護 | 社会福祉法人熊本白百合会 | 白百合デイサービスセンター「いこい」 | 熊本県宇城市小川町江頭八ノ坪237番地 | 平成27年4月27日 |
| 通所介護 | ケアサポート雁回 | デイサービスセンターわらべ | 熊本県熊本市富合町木原1460番地2 | 平成27年4月27日 |
| 通所介護 | 社会福祉法人 啓世会 | 老人デイサービスセンター 葉山苑 | 熊本県玉名郡玉東町木葉348番地 | 平成27年5月31日 |
| 通所介護 | グループホーム郷有限会社 | グループホーム郷有限会社通所介護「たんぼぼ」 | 熊本県鹿本郡植木町宮原177番地 | 平成27年5月31日 |
| 通所介護 | 有限会社 春星会 | 通所介護事業所 リベロの家 | 熊本県菊池市泗水町田島466番地2 | 平成27年5月13日 |
| 通所介護 | 医療法人 荒瀬会 | デイサービスセンター『笑顔』 | 熊本県上益城郡甲佐町緑町359 | 平成27年5月31日 |
| 通所介護 | 社会福祉法人あさぎり町社会福祉協議会 | あさぎり町社会福祉協議会ふれあい福祉センター通所介護事業所 | 熊本県球磨郡あさぎり町岡原北929番地 | 平成27年5月14日 |
| 短期入所生活介護 | 社会福祉法人啓世会 | ショートステイ 葉山苑 | 熊本県玉名郡玉東町木葉 348番地 | 平成27年5月31日 |
| 居宅介護支援 | 社団法人 八代市医師会 | 八代市医師会 居宅介護支援事業所 | 熊本県八代市平山新町4438番地3 | 平成27年6月25日 |
| 居宅介護支援 | 株式会社 ニチイ学館 | ニチイケアセンター平成 | 熊本県熊本市平成一丁目11番5号 ウェステリア101 | 平成27年6月25日 |
| 居宅介護支援 | 特定非営利活動法人わいわい | うすば居宅介護支援事業所 | 熊本県熊本市薄場町二丁目10番2号 | 平成27年4月24日 |
| 居宅介護支援 | 有限会社 しらつる | 居宅介護支援事業所 しらつる | 熊本県熊本市白藤町二丁目3番80-205号 | 平成27年4月27日 |
| 居宅介護支援 | 有限会社 居宅支援事業所・青い鳥 | 居宅介護支援事業所・青い鳥 | 熊本県熊本市御幸苗田二丁目2番3号 | 平成27年6月11日 |
| 居宅介護支援 | 有限会社 テイクケア・エフ | ケアプランセンター すずめ | 熊本県熊本市画図東一丁目8番48号 | 平成27年6月22日 |
| 居宅介護支援 | 医療法人 福寿会 | 居宅介護支援事業所 しおかげ | 熊本県天草市楠浦町259番地 | 平成27年5月11日 |
| 居宅介護支援 | 有限会社 イノウエホーム | インターケア宇城訪問介護ステーション | 熊本県下益城郡城南町永378番地1 | 平成27年4月30日 |
| 居宅介護支援 | 有限会社 ケアサポート雁回 | 居宅介護支援事業所 わらべ | 熊本県熊本市富合町木原1460番地2 | 平成27年4月27日 |
| 介護老人福祉施設 | 社会福祉法人 啓世会 | 特別養護老人ホーム 葉山苑 | 熊本県玉名郡玉東町木葉348番地 | 平成27年5月31日 |

熊本県告示第 2 6 2 号

二級河川大野川水系大野川について、河川法（昭和 3 9 年法律 1 6 7 号）第 6 条第 4 項の規定により、その河川区域の一部を廃止する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県宇城地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（図面省略）

熊本県告示第 2 6 3 号

二級河川大野川水系浅川について、河川法（昭和 3 9 年法律 1 6 7 号）第 6 条第 4 項の規定により、その河川区域の一部を廃止する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県宇城地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(図 面 省 略)

熊本県告示第 2 6 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 植木町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 植木都市計画下水道事業 植木公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成 1 5 年 1 1 月 2 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 2 6 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 3 6 第 1 項の規定により指定情報公表センターとして次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 7 条の 1 1 において準用する同令第 3 7 条の 4 第 1 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 名称 | 住所 | 情報公表事務を行う事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 | 熊本市南千反畑町 3 番 7 号 | 熊本市南千反畑町 3 番 7 号 | 平成 2 1 年 4 月 1 日 |

熊本県告示第 2 6 6 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡西原村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 2 6 7 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 指定障害福祉サービスの種類 |
|---------------------|-----------------------------|------------------|------------|---------------|
| プレジャーワーク合志市須屋 4 - 6 | プレジャーワーク株式会社 合志市須屋 4 - 6 | 平成 2 1 年 4 月 1 日 | 4312900154 | 就労継続支援 A 型 |

| | | | | |
|--|-------|--|--|--|
| | 吉田 周生 | | | |
|--|-------|--|--|--|

熊本県告示第 2 6 8 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 指定障害福祉サービスの種類 |
|---------------------|--------------------------------------|---------------------|------------|---------------|
| ビオシス 合志市須屋 4 - 6 | プレジャーワーク株式会社 合志市須屋 4 - 6 吉田 周生 | 平成 2 1 年 4 月 1 日 | 4322900160 | 共同生活援助 |

熊本県告示第 2 6 9 号

土地区画整理事業事務受託要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

土地区画整理事業事務受託要項の一部を改正する要項
土地区画整理事業事務受託要項（昭和 3 9 年熊本県告示第 7 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 項又は第 4 項」を「第 4 項又は第 5 項」に改める。
別記第 1 号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 2 7 0 号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成 8 年熊本県告示第 4 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 8 項、第 4 2 条第 2 項及び第 3 項、第 4 7 条第 3 項並びに第 4 9 条第 1 項及び第 2 項中「年 3 . 7 パーセント」を「年 3 . 6 パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 2 7 1 号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成 1 2 年熊本県告示第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条第 6 項、第 4 2 条第 2 項及び第 3 項、第 4 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 9 条第 1 項及び第 2 項中「年 3 . 7 パーセント」を「年 3 . 6 パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 2 7 2 号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成 1 2 年熊本県告示第 1 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 6 項、第 4 1 条第 2 項及び第 3 項、第 4 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 8

条第1項及び第2項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改める。
 附 則
 この約款は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成21年3月27日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|--------|--|----|-------------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 三本松甲佐線 | 下益城郡美里町甲佐平 1379番8地先から 同所 1323番5地先まで | 前 | 21.0 ～ 31.0 | 100.0 | 単道改 |
| | | | 後 | 25.0 ～ 37.0 | | |

2 区域を変更する期日 平成21年3月27日

熊本県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成21年3月27日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|---|--------------|------|
| 一般国道 | 387号 | 菊池市重味字戸宮 769番1地先から 同市重味字小迫 590番5地先まで | 350.0 | 緊道整B |

2 供用を開始する期日 平成21年3月27日

熊本県告示第275号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により使用料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）第9条に規定する使用料
- 2 委託の相手方
財団法人熊本県立劇場 熊本市大江二丁目7番1号
- 3 委託する期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

熊本県告示第276号

明治40年5月19日告示第204号（官有土石砂利払下規程）は、廃止する。
 平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特

別警戒区域を次のとおり指定する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 南関町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 笛鹿 2-1 (367-1-007-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 南関町 関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に
 関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 笛鹿 2-2 (367-1-007-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 南関町 関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に
 関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 前原-1 (367-1-008-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 南関町 関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に
 関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 前原-2 (367-1-008-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 南関町 関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に
 関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 椿原-1 (367-1-009-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 南関町 関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
楮原-2（367-1-009-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町関東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
楮原-3（367-1-009-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町関東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
萩の谷（367-1-010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町関東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
福山（367-1-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町関東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
三郎ヶ谷 1（367-2-004）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町関東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
三郎ヶ谷 2-1（367-2-005-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町 関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
三郎ヶ谷 2-2（367-2-005-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町 関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
笛鹿（367-2-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町 関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
城平（367-2-007）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町 関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
海間 1（367-2-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町 関東

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
海間 2（3 6 7 - 2 - 0 0 9）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 山鹿市
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野部田（2 0 8 - 1 - 0 0 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
寺島 - 1（2 0 8 - 1 - 0 0 2 - 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市寺島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
寺島 - 2（2 0 8 - 1 - 0 0 2 - 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市寺島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
寺島 - 3（2 0 8 - 1 - 0 0 2 - 3）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市寺島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
白坂－1（208－1－004－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
白坂－2（208－1－004－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
今寺（208－1－005）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市津留
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
寺の前 2（208－1－019）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市寺島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）

- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寺島 1 0 区-1 (208-1-020-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市寺島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寺島 1 0 区-2 (208-1-020-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市寺島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野部田 1-1 (208-1-033-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野部田 1-2 (208-1-033-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
今寺 1 (208-1-037)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市津留
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中津留 (208-1-038)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市津留
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野辺田5 (208-2-002)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上小坂 (208-2-003)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
庄屋村 (208-2-004)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大川内1 (208-2-005)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- 関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大川内 2-1（208-2-006-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大川内 2-2（208-2-006-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市小坂
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
寺の前 3（208-2-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市寺島
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
寺島 10 区 2（208-2-012）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市寺島
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
金堀（208-2-038）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市津留
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 野辺田 2（208-2-039）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市小坂
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 上小坂 1（208-2-041）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市小坂
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 大川内 3（208-2-043）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市小坂
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 大川内 4（208-2-046）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市小坂
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 仲間（208-2-047）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市津留
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 中津留 1（2 0 8 - 2 - 0 4 8）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 山鹿市津留
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
 - オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 仲間 1（2 0 8 - 2 - 0 4 9）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 山鹿市津留
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
 - オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 寺島 1 0 区（2 0 8 - 3 - 0 0 1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 山鹿市寺島
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
 - オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - 3 八代市
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - 岡中谷川（2 0 2 - 1 - 0 0 2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市岡町中
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
 - オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 - みせんじょ川（2 0 2 - 1 - 0 0 3）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 八代市岡町中

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岡谷川第三（202-1-004）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市岡町中
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岡谷川（202-1-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市岡町谷川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬場ノ谷川（202-1-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市興善寺町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
稲荷ノ谷川（202-1-009）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市興善寺町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
妙見川（202-1-014）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
新城谷川－1（202－1－017－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町寺領
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
新城谷川－2（202－1－017－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町寺領
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
蔵屋敷谷川（202－1－018）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町寺領
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
壺焼谷川第一（202－1－019）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市奈良木町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）

- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
壺焼谷川第二 (202-1-020)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市奈良木町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
阿部谷川 (202-1-021)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市平山新町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
殿谷川 (202-1-022)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市平山新町
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西下山川 (202-1-023)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市平山新町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
殿谷川第三 (202-1-024)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市平山新町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
茶碗焼川-1 (202-1-025-1)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市平山新町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
茶碗焼川－2（202－1－025－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市平山新町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下川（202－1－037）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久山下町千代田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
馬越川（1）（202－1－048）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久馬越町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古里川（202－1－050）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久馬越町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）

- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下大野川（1）（202-1-055）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見大野町西区
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
萩尾川（202-1-056）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見大野町西区
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
萩尾川第二（202-1-057）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見大野町西区
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山の口川（202-1-058）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見大野町山の口
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
関の谷川（202-2-001）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市興善寺町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 関の谷川第二 (202-2-002)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市興善寺町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 中谷川-1 (202-2-015-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市妙見町中宮
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 中谷川-2 (202-2-015-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市妙見町中宮
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 中谷川-3 (202-2-015-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市妙見町中宮
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 第一新城川 (202-2-016)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市古麓町寺領
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
水無川（202-2-017）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町寺領
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓川第四（202-2-018）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町上り山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓川第二（202-2-019）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町上り山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓川第三（202-2-020）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町上り山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓川-1（202-2-021-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町上り山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓川－2（202－2－021－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町上り山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓川－3（202－2－021－3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町上り山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓川－4（202－2－021－4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町上り山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
殿谷川第五（202－2－022）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市平山新町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下川第二（202－2－024）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久山下町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下川第四（2 0 2 - 2 - 0 2 5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久山下町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
内野川（2 0 2 - 2 - 0 2 9）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
道の平谷川第二（2 0 2 - 2 - 0 3 0）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
道の平谷川第三（2 0 2 - 2 - 0 3 1）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
弥勒川第二（2 0 2 - 3 - 0 0 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市岡町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下川第三（202-3-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久山下町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
萩尾川第三（202-3-013）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見大野町西区
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
萩尾川第四-1（202-3-014-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見大野町上区
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
萩尾川第四-2（202-3-014-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見大野町上区
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
道の平谷川（202-3-015）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
下大野川（2）-1（202-3-016-1）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下大野川（2）-2（202-3-016-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下大野川（2）-3（202-3-016-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小屋河内川第二（202-3-017）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見大野町上区
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (56) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
新免川（202-3-023）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市二見本町
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町 5-1（202-1-009-1）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町 5-2（202-1-009-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町 5-3（202-1-009-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町 5-4（202-1-009-4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下 B（202-1-016）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）

- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古麓町 2 (202-2-003)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古麓町 8 (202-2-007)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古麓町 9 (202-2-008)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古麓町 14 (202-2-009)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古麓町 13 (2) (202-2-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 7 8 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 下川後田地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 0 号までを順次結んだ線及び標柱 1 0 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|------|-------------|
| 1 | 荒尾市 | | 荒 尾 | 下川後田 | 3 9 9 8 - 1 |
| 2 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 3 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 4 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 5 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 6 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 7 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 8 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 9 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 1 0 | 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 |

2 土林地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱 6 号と標柱 1 1 号を結んだ線、標柱 1 1 号から標柱 1 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 4 号と標柱 6 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|----------------|
| 6 | 阿蘇郡 | 西原村 | 河 原 | 市川原 | 1 1 2 0 - 1 |
| 1 1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 1 1 5 地先（里道） |
| 1 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 1 1 3 地先（村道） |
| 1 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 1 0 5 - 2 |
| 1 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 1 1 9 |

3 的場地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱 1 2 号から標柱 2 4 号までを順次結んだ線及び標柱 2 4 号と標柱 1 2 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|------|--|
| 1 2 | 葦北郡 | 芦北町 | 芦 北 | 井手上北 | 2 7 9 9 - 1 8 |
| 1 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 1 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 7 9 9 - 7、2 7 9 9 - 8、2 7 9 9 - 9、2 7 9 9 - 1 0、2 7 9 9 - 1 1、2 7 9 9 - 1 2（筆界未定地） |
| 1 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 1 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 7 9 9 - 1 1 8 |
| 1 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 1 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 7 9 9 - 1 1 7 |
| 1 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 7 9 9 - 1 1 6 |
| 2 0 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 2 1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 7 9 9 - 5 |
| 2 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 7 9 9 - 7、2 7 9 9 - 8、2 7 9 9 - 9、2 7 9 9 - 1 0、2 7 9 9 - 1 1、2 7 9 9 - 1 2（筆界未定地） |
| 2 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 7 9 9 - 2 4、2 7 9 9 - 2 5、2 7 9 9 - 2 6、2 7 |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|--|
| | | | | | 9 9 - 2 7、2 7 9 9 - 2 8、2 7 9 9 - 2 9、2 7 9 9 - 3 0、2 7 9 9 - 3 1、 2 7 9 9 - 3 2、2 7 9 9 - 1 1 2、2 7 9 9 - 1 1 3、 2 2 8 0 9 - 2、2 2 8 0 9 - 3 (筆界未定地) 2 7 9 9 - 1 2 0 |
| 2 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |

4 大河内地区急傾斜地崩壊危険区域

(イ) 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 4 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|---------------------|
| 1 | 天草市 | 栖本町 | 河 内 | 通 山 | 1 6 0 9 - 1 |
| 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 田重呂 | 1 6 8 3 - 5 地先 (河川) |
| 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 丸 尾 | 9 5 4 |
| 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 9 5 5 - 2 |
| 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 2 8 |
| 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 2 2 |
| 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 2 3 |
| 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 1 7 |
| 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6 5 4 1 |
| 1 0 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 4 - 2 |
| 1 1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 7 - 3 |
| 1 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 5 7 - 3 |
| 1 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 7 8 |
| 1 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 6 8 3 - 5 地先 (里道) |

(ロ) 次に掲げる土地に存する標柱 1 5 号から標柱 2 1 号までを順次結んだ線及び標柱 2 1 号と標柱 1 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 1 5 | 天草市 | 栖本町 | 河 内 | 扁 喜 | 5 0 1 - 2 |
| 1 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 丸 尾 | 1 0 0 8 |
| 1 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 扁 喜 | 5 0 6 - 2 |
| 1 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 1 2 - 2 |
| 1 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 1 1 - 2 |
| 2 0 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4 8 8 - 2 |
| 2 1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 0 1 - 4 |

(ハ) 次に掲げる土地に存する標柱 2 2 号から標柱 2 8 号までを順次結んだ線及び標柱 2 8 号と標柱 2 2 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 2 2 | 天草市 | 栖本町 | 河 内 | 扁 喜 | 4 7 7 - 2 |
| 2 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 2 8 - 2 |
| 2 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 3 3 - 3 |
| 2 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 4 2 |
| 2 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 松之尾 | 2 7 9 - 1 |
| 2 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 4 1 - 1 |
| 2 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 5 3 - 2 |

(ニ) 次に掲げる土地に存する標柱 2 9 号から標柱 3 9 号までを順次結んだ線及び標柱 3 9 号と標柱 2 9 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 2 9 | 天草市 | 栖本町 | 河 内 | 松之尾 | 3 3 5 - 2 |
| 3 0 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 7 9 - 1 |
| 3 1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 7 1 |
| 3 2 | 〃 | 〃 | 〃 | 鮎 帰 | 2 1 4 |
| 3 3 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 2 2 - 1 |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|-----|-------------------|
| 3 4 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 0 6 |
| 3 5 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 9 5 - 2 地先 (県道) |
| 3 6 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 1 7 - 2 地先 (県道) |
| 3 7 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 2 4 - 5 |
| 3 8 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 8 3 |
| 3 9 | 〃 | 〃 | 〃 | 松之尾 | 2 9 8 - 1 |

公 告

熊本県公告第 1 4 8 号

大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 5 条第 1 項の規定により平成 2 0 年 1 0 月 2 1 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により天草市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
T A I Y O 牛深店
天草市久玉町新久玉 5 7 1 1 番 3 6
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 国道 2 6 6 号は、交通量が多く、通過速度も速いため店舗への出入りの際に交通事故の発生が心配される。また、小中高生の通学路にもなっているため、交通量が特に多くなる時間帯においては、交通誘導員の配置及び看板を設置するなど十分な交通安全対策を講じること。
なお、国道への進入に際しては、歩道の歩行者等が死角にならないよう荷さばき施設 No. 2 の位置を考慮するとともに、のぼり旗等を設置する際も死角を作らぬよう注意すること。
 - (2) 夜間に青少年のたまり場になるおそれがあるため、閉店後は進入できないよう施錠するとともに、人目につきにくい場所や暗がりを作らぬよう適正な照明を行うなどの対策を講じること。
 - (3) 騒音・悪臭の防止、廃棄物の減量化及びリサイクルに努めること。また、汚水については、適正に浄化した後に排水するなど周辺地域への環境負荷の低減を推進すること。特に次の事項については、注意すること。
ア 夜間に、冷蔵・冷凍機器等の室外機による騒音被害が隣接する民家に発生しないよう十分に配慮し、状況に応じて対策を講じること。
イ 社員の環境教育を励行し、周辺の住環境に対する意識の向上を図ること。
ウ 取引業者等に対しては、搬入搬出時において、周辺住民の生活環境に影響を与えないことがないように指導の徹底を図ること。
エ 夜間に、拡声器を使った販売促進等は行わないこと。
オ 住民からの苦情や各種相談には誠意をもって対応すること。
カ 地元商店及び商工会議所との融和を保ちながら地域経済の振興に寄与し、地元製品の販売や地元業者のテナント参入などに努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
平成 2 1 年 3 月 2 7 日から平成 2 1 年 4 月 2 7 日まで

熊本県公告第 1 4 9 号

大規模小売店舗立地法 (平成 1 0 年法律第 9 1 号) 第 5 条第 1 項の規定により平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により山鹿市及び山鹿市商工会から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーミカエル鹿本店
山鹿市鹿本町来民 7 1 1 ほか
- 2 山鹿市意見の概要
 - (1) 交通事故防止及び渋滞緩和について、十分な対策を講じること。特に隣接国道への右折出庫者の事故防止について必要な対策をとること。
 - (2) 夜間照明については、光害とならないよう配慮すること。
 - (3) 閉店後の駐車場について、施錠し管理すること。
- 3 山鹿市商工会意見の概要
 - (1) 地下水の利用について

山鹿市の旧鹿本地区は地下水を生活水として利用しており、説明会では月間使用量が平均 3 7 5 m³とのことでしたが、他店の使用量との食い違いがあるので、その根拠を示していただきたい。

地下水は地域住民の生活基盤を支える生活水であり、出店後のトラブルとならないよう配慮してください。

(2) 通学路の安全確保について

商品搬入路となる市道新屋敷笹本線は通学路となっておりますが、道幅も狭く、歩道の設置もないため、子供達の安全が危惧されますので、説明会で示された搬入時間を厳守し、通学路の安全確保について最大限配慮してください。

(3) 国道 3 2 5 号の渋滞について

交通への支障を回避するための方策として右折レーンの設置を予定されており、交通量の予測でも渋滞はほとんどないとの結果になっておりますが、交差点 No. 2 (無信号交差点) は現在でもかなりの渋滞が起こっており、さらなる渋滞が予想されるため、渋滞緩和策について検討してください。

(4) 地域との協調について

現在、山鹿市商工会の管轄地区内に店舗を出店されておりますが、今回の出店も同地区内となるため、地域イベント等及び商工会活動(会員加入等)への積極的な協力をお願いします。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成 2 1 年 3 月 2 7 日から平成 2 1 年 4 月 2 7 日まで

熊本県公告第 1 5 0 号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 1 8 9 条の規定により、当該通知の内容を八代市役所に掲示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不分明な者の氏名

吉田 明生、船本 肇、蒲池 昌子、石山 哲夫、鶴崎 泰輝、佐々木 藏雄、宮川 理喜三、柴田 武幸、木村 一郎、杉谷 信一、藤井 正直、藤崎 憲義、橋本 一郎、谷川 ミツ子、澤田 仁一郎、木村 恵太郎、三浦 竹次郎、岩本 文雄、坂井 文五郎、柏原 源作、松永 廣、那須 義行、杉山 敦馬、鶴崎 泰輝、黒木 喜エ門、杉山 薫、岩崎 進、佐々木 義信、佐々木 源二郎、黒木 義視、山崎 次男、黒木 司、清永 久福、橋本 学、橋本 丈平、山寄 真次、柴田 行雄、藤本 義男、樋口 継男、中川 重信、本田 市次、上村 佐三、上村 重兵衛、木村 万藏、杉本 初次、中島 厚、本村 ミツエ、吉村 源太郎、草西 岩吉、本田 長七、本田 恵藏、本田 恵藏、松坂 光秀、緒方 チヨ子、鶴崎 泰輝、池田 正弘、平川 寅男、平川 俊勝

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 2 1 年 3 月 1 0 日付け熊本県告示第 1 8 8 号による。

訓 令

熊本県訓令第 2 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程(昭和 2 3 年熊本県訓令第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「第 4 条第 3 項及び第 6 条」を「第 5 条」に改め、「並びに閲覧」を削る。
- 第 2 条中「会計管理者及び」を削り、「会計課長、税務課長は下記区分により、文書を作成して総務部長に提出」を「管財課長、税務課長及び会計課長は、次により「財政事情」の作成に必要な事項を総務部長に報告」に改め、同条の表を次のように改める。

| 区分 | 事項 | 提出期日 | | 摘要 |
|----|----|--------------------|---------------------|----|
| | | 前半期(4月 - 9月)に係る | 後半期(10月 - 3月)に係る | |

| | | る事項 | 事項 | |
|------|--------------------------|-----------|---------|--------------|
| 財政課長 | 県債の状況 | 1 1 月 1 日 | 5 月 1 日 | |
| 管財課長 | 県有財産の状況 | 1 1 月 1 日 | 5 月 1 日 | |
| 税務課長 | 県税の収入状況 | 1 1 月 1 日 | 5 月 1 日 | |
| 会計課長 | 一時借入金の状況 | 1 1 月 1 日 | 5 月 1 日 | |
| | 一般会計予算の執行状況（県税の収入状況を除く。） | 1 1 月 1 日 | 5 月 1 日 | 歳入歳出に区分すること。 |
| | 特別会計予算の執行状況 | 1 1 月 1 日 | 5 月 1 日 | 歳入歳出に区分すること。 |
| | 一般会計決算の状況（前年度分） | 1 1 月 1 日 | | 歳入歳出に区分すること。 |
| | 特別会計決算の状況（前年度分） | 1 1 月 1 日 | | 歳入歳出に区分すること。 |

第 3 条中「前条に規定した文書のほか、必要な文書により」を削り、「前 1 週間」を「の日の 1 週間前」に改める。

第 4 条を削る。

様式第 1 から様式第 8 までを削る。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 3 月 2 7 日から施行する。

登載依頼

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県教育委員会委員長 中 原 盛 敏

熊本県教育委員会規則第 6 号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則

熊本県立学校管理規則（昭和 3 2 年熊本県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（主幹教諭）

第 1 0 条の 2 学校に主幹教諭を置くことができる。

2 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育をつかさどる。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県教育委員会委員長 中 原 盛 敏

熊本県教育委員会規則第 7 号

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則（平成 1 8 年熊本県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表の被評価者の欄中「学部主事」を「主幹教諭、学部主事」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県教育委員会委員長 中 原 盛 敏

熊本県教育委員会規則第 8 号

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成 1 8 年熊本県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表の被評価者の欄中「教諭」を「主幹教諭、教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第4号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成21年3月27日から施行する。
平成21年3月27日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1の表熊本北警察署川上交番の項中「鶴羽田町」の次に「、徳王一丁目、徳王二丁目」を加え、同表御船警察署甲佐駐在所の項中「大字横田」を「大字岩下」に改め、同表宇城警察署不知火交番の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------|--------------------------|--|
| 城南 交番 | 下益城郡 城南町 大字下宮 地 | 城南町大字赤見、阿高、碓、出水、今吉野、隈庄、坂野、沈目、島田、下宮地、陳内、高、千町、築地、塚原、永、丹生宮、東阿高、藤山、舞原、宮地、六田、鰐瀬 |
|----------|--------------------------|--|

1の表宇城警察署隈庄駐在所の項、宇城警察署豊田駐在所の項及び宇城警察署杉上駐在所の項を削る。

熊本県議会告示第1号

熊本県議会図書室図書貸出閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成21年3月27日

熊本県議会議長 早 川 英 明

熊本県議会図書室図書貸出閲覧規則の一部を改正する規則
熊本県議会図書室図書貸出閲覧規則（昭和23年告示第346号）の一部を次のように改正する。

第5条中「熊本県議会議員」の次に「及び熊本県職員」を加え、「1冊」を「3冊以内」に改め、別記様式第3号様式中「昭和」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県議会告示第2号

熊本県議画面会人等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成21年3月27日

熊本県議会議長 早 川 英 明

熊本県議画面会人等取扱規程の一部を改正する規程
熊本県議画面会人等取扱規程（昭和50年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「殿」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県議会告示第3号

熊本県政務調査費の交付に関する条例施行規程を次のように定める。
平成21年3月27日

熊本県議会議長 早 川 英 明

熊本県政務調査費の交付に関する条例施行規程
熊本県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年議会告示第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、熊本県政務調査費の交付に関する条例（平成21年熊本県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（会派届等）

第2条 条例第4条第1項の会派届は、別記第1号様式とする。

2 条例第4条第2項の会派変更届は、別記第2号様式とする。

3 条例第4条第3項の会派解散届は、別記第3号様式とする。

（交付決定通知書等）

第3条 条例第6条第3項の規定による通知は、政務調査費交付決定通知書（別記第4号様式）、政務調査費変更交付決定通知書（別記第5号様式）又は政務調査費交付取消決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（交付の請求）

第4条 条例第8条第1項の規定による政務調査費の請求は、政務調査費交付請求書（別記第7号様式）により行うものとする。

- (使 途 基 準)
- 第 5 条 条例第 9 条に規定する議長が別に定める経費は、次に掲げる経費とする。
- (1) 資料作成費
 - (2) 資料購入費
 - (3) 広報・広聴費
 - (4) 事務所費
 - (5) 事務費
 - (6) 人件費
- 2 政務調査費の使途は、別表の項目の欄の区分に応じ、同表の使途の内容の欄に掲げるとおりとする。
- (政務調査費経理責任者)
- 第 6 条 条例第 10 条に規定する政務調査費経理責任者は一の会派につき 2 人（所属議員が 1 人である会派にあっては、1 人）とする。
- (収支報告書)
- 第 7 条 条例第 12 条第 1 項に規定する議長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第 9 条及び本規程第 5 条第 1 項に規定する経費に係る支出の内訳
 - (2) 収支報告書において残余がある場合における当該残額の返還予定日
- 2 条例第 12 条第 1 項の収支報告書は、政務調査費収支報告書（別記第 8 号様式）とする。
- (収支報告書等の閲覧)
- 第 8 条 条例第 14 条第 2 項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日からすることができる。
- 2 前項の収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で執務時間中にしなければならない。
- 3 収支報告書等は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。
- 4 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆、複写、写真撮影等の行為をしてはならない。
- 5 前 3 項の規定に違反する者に対しては、議長は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、第 1 項の収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。
- (一般選挙後の措置)
- 第 9 条 条例の規定により議長が行う事務については、一般選挙後議長が選挙されるまでの間は、議会事務局長が行うものとする。
- 附 則
- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規程による改正後の別記第 8 号様式の規定は、この告示の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

| 項 目 | 使途の内容 |
|-------|---|
| 調査研究費 | 会派及び議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等) |
| 研修費 | 会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに団体等が開催する研修会、講演会等への議員並びに会派及び議員が雇用する職員の参加に要する経費 (会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等) |
| 会議費 | 会派が開催する各種会議及び議員が開催する県民の県政に関する要望、意見等を聴取するための各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等) |
| 資料作成費 | 会派及び議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、写真代等) |
| 資料購入費 | 会派及び議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞・雑誌購読料等) |

| | |
|--------|---|
| 広報・広聴費 | 会派及び議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報・広聴活動に要する経費 (広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等) |
| 事務所費 | 会派及び議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等) |
| 事務費 | 会派及び議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等) |
| 人件費 | 会派及び議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等) |

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

会 派 届

年 月 日

熊本県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名 ㊟

熊本県政務調査費の交付に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---------------------|------------------------------------|---|---|
| 1 会派の名称 | | | |
| 2 代表者の氏名 | | | |
| 3 会派を結成した日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 所属議員の 数及び氏名 | 数 | 人 | |
| | 氏名 | | |
| 5 交付の方法 | <input type="checkbox"/> 会派に交付 | | |
| | <input type="checkbox"/> 議員に交付 | | |
| | <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付 | | |
| | 会派 (1 人当たりの月額) | 円 | 人 |
| | 議員 (1 人当たりの月額) | 円 | 人 |
| | 会派 (1 人当たりの月額) | 円 | 人 |
| | 議員 (1 人当たりの月額) | 円 | 人 |
| | 会派 (1 人当たりの月額) | 円 | 人 |
| | 議員 (1 人当たりの月額) | 円 | 人 |
| 6 政務調査費経理 責任者の氏名 | | | |

備考 1 交付の方法の欄には、いずれか該当する□内に✓印を記入してください。この場合において、会派及び議員に交付する方法を採る場合は、会派及び議員に交付する額を記入してください。

2 会派及び議員に交付する方法を採る場合において、交付の方法が一律でない場合には、議員毎の交付方法を記入した一覧表を添付してください。

3 政務調査費経理責任者の氏名の欄には、議員に交付する方法を採る会派にあっては、記入する必要はありません。

4 政務調査費経理責任者の氏名の欄には 2 人記入してください。所属議員が 1 人である会派にあっては、1 人で構いません。

別記第 2 号様式（第 2 条関係）

会 派 変 更 届

熊本県議会議長

様

年 月 日

会派の名称
代表者の氏名

㊦

次の事項について、 年 月 日に変更がありましたので、熊本県政務調査費の交付に関する条例第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

| 変 更 事 項 | | 新 | 旧 |
|--------------------------------|--|--|---|
| 1 会 派 の 名 称 | | | |
| 2 代 表 者 の 氏 名 | | | |
| 3 所 属 議 員 の | 数 | 人 | 人 |
| 数及び氏名 | 氏名 | | |
| 4 交 付 の 方 法 | <input type="checkbox"/> 会派に交付 <input type="checkbox"/> 議員に交付 <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) | <input type="checkbox"/> 会派に交付 <input type="checkbox"/> 議員に交付 <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) | |
| 5 政 務 調 査 費 経 理 責 任 者 の 氏 名 | | | |

- 備考 1 変更に係る事項についてのみ記入してください。
 2 交付の方法の欄には、いずれか該当する□内に☑印を記入してください。この場合において、会派及び議員に交付する方法を採る場合は、会派及び議員に交付する額を記入してください。また、交付の方法が一律でない場合には、議員毎の交付方法を記入した一覧表を添付してください。

別記第 3 号様式（第 2 条関係）

会 派 解 散 ・ 消 滅 届

年 月 日

熊本県議会議長

様

会派の名称

代表者の氏名

印

熊本県政務調査費の交付に関する条例第 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散又は消滅した会派の名称

- 2 解散又は消滅した年月日

- 3 解散又は消滅した理由

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

政務調査費交付決定通知書

年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県政務調査費の交付に関する条例第 6 条 (第 1 項・第 2 項) の規定により、次のとおり 年度の政務調査費の交付の決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 内 訳
- 年 月分～ 年 月分 (円)
- 年 月分～ 年 月分 (円)
- 年 月分～ 年 月分 (円)
- 年 月分～ 年 月分 (円)

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

政務調査費変更交付決定通知書

年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県政務調査費の交付に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり 年度の政務調査費の変更交付の決定をしたので通知します。

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 変更前の交付決定額 円
- 3 変更理由
- 4 変更後の交付決定額の内訳
- 年 月分～ 年 月分 (円)
- 年 月分～ 年 月分 (円)
- 年 月分～ 年 月分 (円)
- 年 月分～ 年 月分 (円)

別記第 6 号様式 (第 3 条関係)

政務調査費交付取消決定通知書

年 月 日

様

熊本県知事

印

熊本県政務調査費の交付に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり 年度の政務調査費の交付の決定を取り消したので通知します。

- 1 取り消した額 円
- 2 取消理由
- 3 取り消した額の内訳

別記第 7 号様式（第 4 条関係）

政 務 調 査 費 交 付 請 求 書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 [会派にあつては名称及び代表者の氏名 ⑩
議員にあつては氏名]

年 月 日付けをもって交付（変更交付）の決定のありました 年度
の政務調査費の交付については、熊本県政務調査費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の
規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 請求の内容

年 月分～ 年 月分

（振込口座）

| | |
|--------|-----------|
| 金融機関名 | 支店 |
| 預金種別 | 当 座 ・ 普 通 |
| 口座番号 | |
| (ふりがな) | |
| 口座名義人 | |

別記第 8 号様式（第 7 条関係）

政 務 調 査 費 収 支 報 告 書

年 月 日

熊本県議会議長

様

会派にあつては名称及び代表者の氏名

議員にあつては氏名

印

年度政務調査費収支報告について

熊本県政務調査費の交付に関する条例第 1 2 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、
別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書等を提出します。

年度政務調査費収支報告書

1 収 入 政務調査費 円
2 支 出

| 項 目 | 支出額 (単位 : 円) | 備 考 |
|-------------|--------------|-----|
| 調 査 研 究 費 | | |
| 研 修 費 | | |
| 会 議 費 | | |
| 資 料 作 成 費 | | |
| 資 料 購 入 費 | | |
| 広 報 ・ 広 聴 費 | | |
| 事 務 所 費 | | |
| 事 務 費 | | |
| 人 件 費 | | |
| 合 計 | | |

3 残 額 (円)

4 政務調査費経理責任者の氏名 印

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

熊本県議会訓令第 1 号

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

議会事務局

熊本県議会議長 早 川 英 明

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令
 熊本県議会事務局の組織等に関する規程（昭和 3 6 年議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
 第 7 条第 1 項第 7 号中「（平成 1 3 年熊本県条例第 3 9 号）第 3 条」を「（平成 2 1 年熊本県条例第 3 4 号）第 5 条」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

議会訓令第 2 号

議会事務局

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県議会議長 早 川 英 明

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する訓令

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程（平成 2 0 年議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

3 総務事務センターにおいて集中処理の対象となる業務は、別に知事と協議のうえ決定された業務とする（以下「集中処理対象業務」という。）。

第 2 条第 1 項中「別に定める庶務事務」を「集中処理対象業務」に改め、第 3 条中「庶務事務集中処理」を「集中処理対象業務の処理」に改め、「集中処理に係る庶務事務」を「当該業務」に改め、第 4 条中「庶務事務集中処理に関する事項」を「集中処理対象業務」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会告示第 3 号

熊本県立青少年の家条例（平成 9 年熊本県条例第 4 2 号）第 1 0 条第 1 項の規定により熊本県立青少年の家の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 1 6 年熊本県条例第 4 4 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県教育委員会委員長 中 原 盛 敏

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|---|--------------------|---|--|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県立天草青年の家 熊本県立菊池少年自然の家 熊本県立豊野少年自然の家 熊本県立あしきた青少年の家 | 熊本市帯山三丁目 8 番 4 4 号 | ひとづくりくまもとネット・三勢共同体 代表者 特定非営利活動法人ひとづくりくまもとネット 理事長 中川保敬 | 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで |

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県教育委員会委員長 中 原 盛 敏

熊本県教育委員会規則第 9 号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則
 熊本県立学校管理規則（昭和 3 2 年熊本県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が必要と認める場合には、実習助手（特別支援学校を除く）の中からも命免することができる。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 4 号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和 3 6 年熊本県人事委員会規則第 2 0 号）
の一部を次のように改正する。
第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改める。
別表を次のように改める。
別表（第 6 条関係）

| 期 間 の 区 分 | 手 当 額 | 期 間 の 区 分 | 手 当 額 |
|-------------|---------|------------|---------|
| | 円 | | 円 |
| 1 年未満 | 365,500 | 18年以上19年未満 | 353,500 |
| 1 年以上 2 年未満 | 365,500 | 19年以上20年未満 | 349,500 |
| 2 年以上 3 年未満 | 365,500 | 20年以上21年未満 | 345,500 |
| 3 年以上 4 年未満 | 365,500 | 21年以上22年未満 | 328,700 |
| 4 年以上 5 年未満 | 365,500 | 22年以上23年未満 | 311,600 |
| 5 年以上 6 年未満 | 365,500 | 23年以上24年未満 | 295,000 |
| 6 年以上 7 年未満 | 365,500 | 24年以上25年未満 | 278,100 |
| 7 年以上 8 年未満 | 365,500 | 25年以上26年未満 | 261,300 |
| 8 年以上 9 年未満 | 365,500 | 26年以上27年未満 | 240,600 |
| 9 年以上10年未満 | 365,500 | 27年以上28年未満 | 220,300 |
| 10年以上11年未満 | 365,500 | 28年以上29年未満 | 200,000 |
| 11年以上12年未満 | 365,500 | 29年以上30年未満 | 179,300 |
| 12年以上13年未満 | 365,500 | 30年以上31年未満 | 157,500 |
| 13年以上14年未満 | 365,500 | 31年以上32年未満 | 135,600 |
| 14年以上15年未満 | 365,500 | 32年以上33年未満 | 114,000 |
| 15年以上16年未満 | 365,500 | 33年以上34年未満 | 82,200 |
| 16年以上17年未満 | 361,500 | 34年以上35年未満 | 52,500 |
| 17年以上18年未満 | 357,500 | | |

備考
この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条の職員となつた日以後の期間を示す。

附 則
この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

主幹教諭の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 5 号

主幹教諭の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則
（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）
第 1 条 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 1 5 条第 2 項中「2 級以上上位の職務の級への昇格」の次に「（教育職給料表（2）又は教育職給料表（3）の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級であるものの 3 級への昇格を除く。）」を加える。
別表第 1 の（その 8）教育職給料表（2）級別標準職務表中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次のように加える。
3 特 2 級
高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務
別表第 1 の（その 9）教育職給料表（3）級別標準職務表中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次のように加える。
3 特 2 級
中学校又は小学校の主幹教諭の職務
別表第 6 の（その 8）教育職給料表（2）級別最低経験年数表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

(その 8) 教育職給料表 (2) 級別最低経験年数表

| 職 種 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 特 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|---------------------------|------|-----|-----|-------|-------|-------|
| | 学歴免許 | | | | | |
| 校長 | 大学卒 | | | | 0 | 別に定める |
| | 短大卒 | | | | 0 | 別に定める |
| 教頭 | 大学卒 | | 0 | 0 | 別に定める | |
| | 短大卒 | | 0 | 0 | 別に定める | |
| 主幹教諭 | 大学卒 | | 0 | 7 | | |
| | 短大卒 | | 0 | 10 | | |
| 教諭、養護教諭及び栄養教諭 | 大学卒 | | 0 | | | |
| | 短大卒 | | 2.5 | | | |
| 講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員 | 大学卒 | 0 | | | | |
| | 短大卒 | 0 | | | | |
| | 高校卒 | 0 | | | | |

別表第 6 の (その 9) 教育職給料表 (3) 級別最低経験年数表 (備考以外の部分に限る。) を次のように改める。

(その 9) 教育職給料表 (3) 級別最低経験年数表

| 職 種 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 特 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|---------------|------|-----|-----|-------|-------|-------|
| | 学歴免許 | | | | | |
| 校長 | 大学卒 | | | | 0 | 別に定める |
| | 短大卒 | | | | 0 | 別に定める |
| 教頭 | 大学卒 | | 0 | 0 | 別に定める | |
| | 短大卒 | | 0 | 0 | 別に定める | |
| 主幹教諭 | 大学卒 | | 0 | 7 | | |
| | 短大卒 | | 0 | 10 | | |
| 教諭、養護教諭及び栄養教諭 | 大学卒 | | 0 | | | |
| | 短大卒 | | 0 | | | |
| 講師、助教諭及び養護助教諭 | 大学卒 | 0 | | | | |
| | 短大卒 | 0 | | | | |
| | 高校卒 | 0 | | | | |

別表第 8 の (その 7) 教育職給料表 (2) 昇格時号給対応表を次のように改める。

(その7) 教育職給料表(2) 昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日 に受けていた号給 | 昇 格 後 の 号 給 | | | |
|----------------------|-------------|-------|-----|-----|
| | 2 級 | 特 2 級 | 3 級 | 4 級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 15 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 16 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 17 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 18 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 19 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 20 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 21 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 22 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 23 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 24 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| 25 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 26 | 6 | 2 | 1 | 1 |
| 27 | 7 | 3 | 1 | 1 |
| 28 | 8 | 4 | 1 | 1 |
| 29 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| 30 | 10 | 6 | 1 | 1 |
| 31 | 11 | 7 | 1 | 1 |
| 32 | 12 | 8 | 1 | 1 |
| 33 | 13 | 9 | 1 | 1 |
| 34 | 14 | 10 | 1 | 1 |
| 35 | 15 | 11 | 1 | 1 |
| 36 | 16 | 12 | 1 | 1 |
| 37 | 17 | 13 | 1 | 1 |
| 38 | 18 | 14 | 1 | 1 |
| 39 | 19 | 15 | 1 | 1 |
| 40 | 20 | 16 | 1 | 1 |
| 41 | 21 | 17 | 1 | 1 |
| 42 | 22 | 18 | 1 | 2 |
| 43 | 23 | 19 | 1 | 3 |
| 44 | 24 | 20 | 1 | 4 |
| 45 | 25 | 21 | 1 | 5 |
| 46 | 26 | 22 | 1 | 6 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 47 | 27 | 23 | 1 | 7 |
| 48 | 28 | 24 | 1 | 8 |
| 49 | 29 | 25 | 1 | 9 |
| 50 | 29 | 26 | 1 | 10 |
| 51 | 30 | 27 | 1 | 11 |
| 52 | 30 | 28 | 1 | 12 |
| 53 | 31 | 29 | 1 | 13 |
| 54 | 31 | 30 | 2 | 14 |
| 55 | 32 | 31 | 3 | 15 |
| 56 | 32 | 32 | 4 | 16 |
| 57 | 33 | 33 | 5 | 17 |
| 58 | 34 | 34 | 6 | 18 |
| 59 | 35 | 35 | 7 | 19 |
| 60 | 36 | 36 | 8 | 20 |
| 61 | 37 | 37 | 9 | 21 |
| 62 | 37 | 38 | 10 | 22 |
| 63 | 38 | 39 | 11 | 23 |
| 64 | 38 | 40 | 12 | 24 |
| 65 | 39 | 41 | 13 | 25 |
| 66 | 39 | 42 | 14 | 26 |
| 67 | 40 | 43 | 15 | 27 |
| 68 | 40 | 44 | 16 | 28 |
| 69 | 41 | 45 | 17 | 29 |
| 70 | 41 | 46 | 18 | 30 |
| 71 | 42 | 47 | 19 | 31 |
| 72 | 42 | 48 | 20 | 32 |
| 73 | 43 | 49 | 21 | 33 |
| 74 | 43 | 50 | 22 | 34 |
| 75 | 44 | 51 | 23 | 35 |
| 76 | 44 | 52 | 24 | 36 |
| 77 | 45 | 53 | 25 | 37 |
| 78 | 45 | 54 | 26 | |
| 79 | 46 | 55 | 27 | |
| 80 | 46 | 56 | 28 | |
| 81 | 47 | 57 | 29 | |
| 82 | 47 | 58 | 30 | |
| 83 | 48 | 59 | 31 | |
| 84 | 48 | 60 | 32 | |
| 85 | 49 | 61 | 33 | |
| 86 | 49 | 62 | 34 | |
| 87 | 50 | 63 | 35 | |
| 88 | 50 | 64 | 36 | |
| 89 | 51 | 65 | 37 | |
| 90 | 51 | 66 | 38 | |
| 91 | 52 | 67 | 39 | |
| 92 | 52 | 68 | 40 | |
| 93 | 53 | 69 | 41 | |
| 94 | 53 | 70 | 42 | |
| 95 | 54 | 71 | 43 | |

| | | | | |
|-----|----|----|----|--|
| 96 | 54 | 72 | 44 | |
| 97 | 55 | 73 | 45 | |
| 98 | 55 | 74 | 46 | |
| 99 | 56 | 75 | 47 | |
| 100 | 56 | 76 | 48 | |
| 101 | 57 | 77 | 49 | |
| 102 | 57 | 78 | 49 | |
| 103 | 58 | 79 | 50 | |
| 104 | 58 | 80 | 50 | |
| 105 | 59 | 81 | 51 | |
| 106 | 59 | 81 | 51 | |
| 107 | 60 | 82 | 52 | |
| 108 | 60 | 82 | 52 | |
| 109 | 61 | 83 | 53 | |
| 110 | 61 | 83 | 53 | |
| 111 | 61 | 84 | 54 | |
| 112 | 61 | 84 | 54 | |
| 113 | 62 | 85 | 55 | |
| 114 | 62 | 85 | 55 | |
| 115 | 62 | 86 | 56 | |
| 116 | 62 | 86 | 56 | |
| 117 | 63 | 87 | 57 | |
| 118 | 63 | 87 | 57 | |
| 119 | 63 | 88 | 58 | |
| 120 | 63 | 88 | 58 | |
| 121 | 64 | 89 | 59 | |
| 122 | 64 | 89 | 59 | |
| 123 | 64 | 90 | 60 | |
| 124 | 64 | 90 | 60 | |
| 125 | 65 | 91 | 61 | |
| 126 | 65 | 91 | 61 | |
| 127 | 65 | 92 | 61 | |
| 128 | 65 | 92 | 61 | |
| 129 | 65 | 93 | 62 | |
| 130 | 65 | 93 | 62 | |
| 131 | 65 | 94 | 62 | |
| 132 | 66 | 94 | 62 | |
| 133 | 66 | 95 | 63 | |
| 134 | 66 | 95 | 63 | |
| 135 | 66 | 96 | 63 | |
| 136 | 66 | 96 | 63 | |
| 137 | 66 | 97 | 64 | |
| 138 | 66 | | | |
| 139 | 67 | | | |
| 140 | 67 | | | |
| 141 | 67 | | | |
| 142 | 67 | | | |
| 143 | 67 | | | |
| 144 | 67 | | | |

| | | | | |
|-----|----|--|--|--|
| 145 | 67 | | | |
| 146 | 68 | | | |
| 147 | 68 | | | |
| 148 | 68 | | | |
| 149 | 68 | | | |
| 150 | 68 | | | |
| 151 | 68 | | | |
| 152 | 68 | | | |
| 153 | 69 | | | |

備考

特 2 級である職員を 3 級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特 2 級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特 2 級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。別表第 8 の（その 8）教育職給料表（3）昇格時号給対応表を次のように改める。（その 8）教育職給料表（3）昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日 に受けていた号給 | 昇 格 後 の 号 給 | | | |
|----------------------|-------------|-------|-----|-----|
| | 2 級 | 特 2 級 | 3 級 | 4 級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 6 | 1 | 1 | 1 |
| 15 | 7 | 1 | 1 | 1 |
| 16 | 8 | 1 | 1 | 1 |
| 17 | 9 | 1 | 1 | 1 |
| 18 | 10 | 1 | 1 | 1 |
| 19 | 11 | 1 | 1 | 1 |
| 20 | 12 | 1 | 1 | 1 |
| 21 | 13 | 1 | 1 | 1 |
| 22 | 14 | 1 | 1 | 1 |
| 23 | 15 | 1 | 1 | 1 |
| 24 | 16 | 1 | 1 | 1 |
| 25 | 17 | 1 | 1 | 1 |
| 26 | 18 | 1 | 1 | 1 |
| 27 | 19 | 1 | 1 | 1 |
| 28 | 20 | 1 | 1 | 1 |
| 29 | 21 | 1 | 1 | 1 |
| 30 | 22 | 1 | 1 | 1 |
| 31 | 23 | 1 | 1 | 1 |
| 32 | 24 | 1 | 1 | 1 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 33 | 25 | 1 | 1 | 1 |
| 34 | 26 | 1 | 1 | 1 |
| 35 | 27 | 1 | 1 | 1 |
| 36 | 28 | 1 | 1 | 1 |
| 37 | 29 | 1 | 1 | 1 |
| 38 | 30 | 2 | 1 | 1 |
| 39 | 31 | 3 | 1 | 1 |
| 40 | 32 | 4 | 1 | 1 |
| 41 | 33 | 5 | 1 | 1 |
| 42 | 34 | 6 | 1 | 1 |
| 43 | 35 | 7 | 1 | 1 |
| 44 | 36 | 8 | 1 | 1 |
| 45 | 37 | 9 | 1 | 1 |
| 46 | 38 | 10 | 1 | 1 |
| 47 | 39 | 11 | 1 | 1 |
| 48 | 40 | 12 | 1 | 1 |
| 49 | 41 | 13 | 1 | 1 |
| 50 | 41 | 14 | 2 | 1 |
| 51 | 42 | 15 | 3 | 1 |
| 52 | 42 | 16 | 4 | 1 |
| 53 | 43 | 17 | 5 | 1 |
| 54 | 43 | 18 | 6 | 1 |
| 55 | 44 | 19 | 7 | 1 |
| 56 | 44 | 20 | 8 | 1 |
| 57 | 45 | 21 | 9 | 1 |
| 58 | 46 | 22 | 10 | 2 |
| 59 | 47 | 23 | 11 | 3 |
| 60 | 48 | 24 | 12 | 4 |
| 61 | 49 | 25 | 13 | 5 |
| 62 | 49 | 26 | 14 | 6 |
| 63 | 50 | 27 | 15 | 7 |
| 64 | 50 | 28 | 16 | 8 |
| 65 | 51 | 29 | 17 | 9 |
| 66 | 51 | 30 | 18 | 10 |
| 67 | 52 | 31 | 19 | 11 |
| 68 | 52 | 32 | 20 | 12 |
| 69 | 53 | 33 | 21 | 13 |
| 70 | 53 | 34 | 22 | 14 |
| 71 | 54 | 35 | 23 | 15 |
| 72 | 54 | 36 | 24 | 16 |
| 73 | 55 | 37 | 25 | 17 |
| 74 | 55 | 38 | 26 | 18 |
| 75 | 56 | 39 | 27 | 19 |
| 76 | 56 | 40 | 28 | 20 |
| 77 | 57 | 41 | 29 | 21 |
| 78 | 57 | 42 | 30 | 22 |
| 79 | 58 | 43 | 31 | 23 |
| 80 | 58 | 44 | 32 | 24 |
| 81 | 59 | 45 | 33 | 25 |

| | | | | |
|-----|----|----|----|----|
| 82 | 59 | 46 | 34 | 25 |
| 83 | 60 | 47 | 35 | 26 |
| 84 | 60 | 48 | 36 | 26 |
| 85 | 61 | 49 | 37 | 27 |
| 86 | 61 | 50 | 38 | 27 |
| 87 | 61 | 51 | 39 | 28 |
| 88 | 62 | 52 | 40 | 28 |
| 89 | 62 | 53 | 41 | 29 |
| 90 | 62 | 54 | 42 | 29 |
| 91 | 63 | 55 | 43 | 30 |
| 92 | 63 | 56 | 44 | 30 |
| 93 | 63 | 57 | 45 | 31 |
| 94 | 64 | 58 | 46 | |
| 95 | 64 | 59 | 47 | |
| 96 | 64 | 60 | 48 | |
| 97 | 65 | 61 | 49 | |
| 98 | 65 | 62 | 50 | |
| 99 | 65 | 63 | 51 | |
| 100 | 65 | 64 | 52 | |
| 101 | 66 | 65 | 53 | |
| 102 | 66 | 66 | 54 | |
| 103 | 66 | 67 | 55 | |
| 104 | 66 | 68 | 56 | |
| 105 | 67 | 69 | 57 | |
| 106 | 67 | 70 | 58 | |
| 107 | 67 | 71 | 59 | |
| 108 | 67 | 72 | 60 | |
| 109 | 68 | 73 | 61 | |
| 110 | 68 | 74 | 61 | |
| 111 | 68 | 75 | 62 | |
| 112 | 68 | 76 | 62 | |
| 113 | 69 | 77 | 63 | |
| 114 | 69 | 77 | 63 | |
| 115 | 69 | 78 | 64 | |
| 116 | 69 | 78 | 64 | |
| 117 | 70 | 79 | 65 | |
| 118 | 70 | 79 | 66 | |
| 119 | 70 | 80 | 67 | |
| 120 | 70 | 80 | 68 | |
| 121 | 71 | 81 | 69 | |
| 122 | 71 | 82 | 69 | |
| 123 | 71 | 83 | 70 | |
| 124 | 71 | 84 | 70 | |
| 125 | 72 | 85 | 71 | |
| 126 | | 86 | 71 | |
| 127 | | 87 | 72 | |
| 128 | | 88 | 72 | |
| 129 | | 89 | 73 | |
| 130 | | 89 | 73 | |

| | | | | |
|-----|--|-----|----|--|
| 131 | | 90 | 74 | |
| 132 | | 90 | 74 | |
| 133 | | 91 | 75 | |
| 134 | | 91 | 75 | |
| 135 | | 92 | 76 | |
| 136 | | 92 | 76 | |
| 137 | | 93 | 77 | |
| 138 | | 94 | 77 | |
| 139 | | 95 | 78 | |
| 140 | | 96 | 78 | |
| 141 | | 97 | 79 | |
| 142 | | 98 | 79 | |
| 143 | | 99 | 80 | |
| 144 | | 100 | 80 | |
| 145 | | 101 | 81 | |
| 146 | | 101 | 81 | |
| 147 | | 102 | 82 | |
| 148 | | 102 | 82 | |
| 149 | | 103 | 83 | |

備考

特 2 級である職員を 3 級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特 2 級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特 2 級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。
 (給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)
 第 2 条 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。
 第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。
 (熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
 第 3 条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和 3 8 年熊本県人事委員会規則第 2 4 号) の一部を次のように改正する。
 第 1 1 条第 2 項第 1 1 号中「第 5 号」を「第 7 号」に改める。

別表第 1 中

| | |
|--------------|-----------|
| 教育職給料表 (2) | 4 級に属する職員 |
| 教育職給料表 (3) | 3 級に属する職員 |
| | 2 級に属する職員 |

を

「

| | |
|--------------|-------------|
| 教育職給料表 (2) | 4 級に属する職員 |
| 教育職給料表 (3) | 3 級に属する職員 |
| | 特 2 級に属する職員 |
| | 2 級に属する職員 |

に改める。

(熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)
 第 4 条 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 (平成 6 年熊本県人事委員会規則第 2 9 号) の一部を次のように改正する。
 別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 教育職給料表 (3) の適用を受ける者 (第 3 条関係)

| 職員の区分 | 職務の級 号給 | 1 級 | 2 級 | 特 2 級 | 3 級 | 4 級 |
|-------|------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 3,900 | 4,200 | 6,800 | 8,400 | 13,500 |
| | 2 | 3,900 | 4,200 | 6,800 | 8,400 | 13,500 |
| | 3 | 3,900 | 4,200 | 6,800 | 8,400 | 13,500 |

| | | | | | |
|----|-------|-------|--------|--------|--------|
| 4 | 3,900 | 4,200 | 6,800 | 8,400 | 13,500 |
| 5 | 4,100 | 4,500 | 7,400 | 8,800 | 13,800 |
| 6 | 4,100 | 4,500 | 7,400 | 8,800 | 13,800 |
| 7 | 4,100 | 4,500 | 7,400 | 8,800 | 13,800 |
| 8 | 4,100 | 4,500 | 7,400 | 8,800 | 13,800 |
| 9 | 4,200 | 4,700 | 7,700 | 9,100 | 14,100 |
| 10 | 4,200 | 4,700 | 7,700 | 9,100 | 14,100 |
| 11 | 4,200 | 4,700 | 7,700 | 9,100 | 14,100 |
| 12 | 4,200 | 4,700 | 7,700 | 9,100 | 14,100 |
| 13 | 4,400 | 5,000 | 7,900 | 9,800 | 14,400 |
| 14 | 4,400 | 5,000 | 7,900 | 9,800 | 14,400 |
| 15 | 4,400 | 5,000 | 7,900 | 9,800 | 14,400 |
| 16 | 4,400 | 5,000 | 7,900 | 9,800 | 14,400 |
| 17 | 4,700 | 5,200 | 8,700 | 10,100 | 14,800 |
| 18 | 4,700 | 5,200 | 8,700 | 10,100 | 14,800 |
| 19 | 4,700 | 5,200 | 8,700 | 10,100 | 14,800 |
| 20 | 4,700 | 5,200 | 8,700 | 10,100 | 14,800 |
| 21 | 4,900 | 5,500 | 9,000 | 10,400 | 15,100 |
| 22 | 4,900 | 5,500 | 9,000 | 10,400 | 15,100 |
| 23 | 4,900 | 5,500 | 9,000 | 10,400 | 15,100 |
| 24 | 4,900 | 5,500 | 9,000 | 10,400 | 15,100 |
| 25 | 5,100 | 5,800 | 9,300 | 10,700 | 15,300 |
| 26 | 5,100 | 5,800 | 9,300 | 10,700 | 15,300 |
| 27 | 5,100 | 5,800 | 9,300 | 10,700 | 15,300 |
| 28 | 5,100 | 5,800 | 9,300 | 10,700 | 15,300 |
| 29 | 5,400 | 6,000 | 9,900 | 11,100 | 15,500 |
| 30 | 5,400 | 6,000 | 9,900 | 11,100 | 15,500 |
| 31 | 5,400 | 6,000 | 9,900 | 11,100 | 15,500 |
| 32 | 5,400 | 6,000 | 9,900 | 11,100 | 15,500 |
| 33 | 5,600 | 6,200 | 10,100 | 11,400 | 15,800 |
| 34 | 5,600 | 6,200 | 10,100 | 11,400 | 15,800 |
| 35 | 5,600 | 6,200 | 10,100 | 11,400 | 15,800 |
| 36 | 5,600 | 6,200 | 10,100 | 11,400 | 15,800 |
| 37 | 5,800 | 6,600 | 10,700 | 11,700 | 15,900 |
| 38 | 5,800 | 6,600 | 10,700 | 11,700 | |
| 39 | 5,800 | 6,600 | 10,700 | 11,700 | |
| 40 | 5,800 | 6,600 | 10,700 | 11,700 | |
| 41 | 6,100 | 7,100 | 10,900 | 11,900 | |
| 42 | 6,100 | 7,100 | 10,900 | 11,900 | |
| 43 | 6,100 | 7,100 | 10,900 | 11,900 | |
| 44 | 6,100 | 7,100 | 10,900 | 11,900 | |
| 45 | 6,300 | 7,400 | 11,100 | 12,200 | |
| 46 | 6,300 | 7,400 | 11,100 | 12,200 | |
| 47 | 6,300 | 7,400 | 11,100 | 12,200 | |
| 48 | 6,300 | 7,400 | 11,100 | 12,200 | |
| 49 | 6,600 | 7,700 | 11,400 | 12,600 | |
| 50 | 6,600 | 7,700 | 11,400 | 12,600 | |
| 51 | 6,600 | 7,700 | 11,400 | 12,600 | |
| 52 | 6,600 | 7,700 | 11,400 | 12,600 | |

再任用
職員以外
の職員

| | | | | | |
|-----|-------|--------|--------|--------|--|
| 53 | 6,800 | 8,300 | 11,600 | 12,900 | |
| 54 | 6,800 | 8,300 | 11,600 | 12,900 | |
| 55 | 6,800 | 8,300 | 11,600 | 12,900 | |
| 56 | 6,800 | 8,300 | 11,600 | 12,900 | |
| 57 | 7,000 | 8,600 | 12,000 | 13,200 | |
| 58 | 7,000 | 8,600 | 12,000 | 13,200 | |
| 59 | 7,000 | 8,600 | 12,000 | 13,200 | |
| 60 | 7,000 | 8,600 | 12,000 | 13,200 | |
| 61 | 7,200 | 8,900 | 12,200 | 13,500 | |
| 62 | 7,200 | 8,900 | 12,200 | 13,500 | |
| 63 | 7,200 | 8,900 | 12,200 | 13,500 | |
| 64 | 7,200 | 8,900 | 12,200 | 13,500 | |
| 65 | 7,400 | 9,600 | 12,700 | 13,700 | |
| 66 | 7,400 | 9,600 | 12,700 | 13,700 | |
| 67 | 7,400 | 9,600 | 12,700 | 13,700 | |
| 68 | 7,400 | 9,600 | 12,700 | 13,700 | |
| 69 | 7,700 | 9,900 | 12,900 | 14,000 | |
| 70 | 7,700 | 9,900 | 12,900 | 14,000 | |
| 71 | 7,700 | 9,900 | 12,900 | 14,000 | |
| 72 | 7,700 | 9,900 | 12,900 | 14,000 | |
| 73 | 7,900 | 10,200 | 13,100 | 14,200 | |
| 74 | 7,900 | 10,200 | 13,100 | 14,200 | |
| 75 | 7,900 | 10,200 | 13,100 | 14,200 | |
| 76 | 7,900 | 10,200 | 13,100 | 14,200 | |
| 77 | 8,100 | 10,500 | 13,400 | 14,400 | |
| 78 | 8,100 | 10,500 | 13,400 | 14,400 | |
| 79 | 8,100 | 10,500 | 13,400 | 14,400 | |
| 80 | 8,100 | 10,500 | 13,400 | 14,400 | |
| 81 | 8,200 | 10,800 | 13,600 | 14,600 | |
| 82 | 8,200 | 10,800 | 13,600 | 14,600 | |
| 83 | 8,200 | 10,800 | 13,600 | 14,600 | |
| 84 | 8,200 | 10,800 | 13,600 | 14,600 | |
| 85 | 8,400 | 11,100 | 13,700 | 14,800 | |
| 86 | 8,400 | 11,100 | 13,700 | 14,800 | |
| 87 | 8,400 | 11,100 | 13,700 | 14,800 | |
| 88 | 8,400 | 11,100 | 13,700 | 14,800 | |
| 89 | 8,500 | 11,400 | 13,900 | 14,900 | |
| 90 | 8,500 | 11,400 | 13,900 | 14,900 | |
| 91 | 8,500 | 11,400 | 13,900 | 14,900 | |
| 92 | 8,500 | 11,400 | 13,900 | 14,900 | |
| 93 | 8,700 | 11,600 | 14,100 | 15,100 | |
| 94 | 8,700 | 11,600 | 14,100 | | |
| 95 | 8,700 | 11,600 | 14,100 | | |
| 96 | 8,700 | 11,600 | 14,100 | | |
| 97 | 8,800 | 11,800 | 14,300 | | |
| 98 | 8,800 | 11,800 | 14,300 | | |
| 99 | 8,800 | 11,800 | 14,300 | | |
| 100 | 8,800 | 11,800 | 14,300 | | |
| 101 | 9,000 | 12,200 | 14,400 | | |

| | | | | | |
|-----|-------|--------|--------|--|--|
| 102 | 9,000 | 12,200 | 14,400 | | |
| 103 | 9,000 | 12,200 | 14,400 | | |
| 104 | 9,000 | 12,200 | 14,400 | | |
| 105 | 9,100 | 12,400 | 14,400 | | |
| 106 | 9,100 | 12,400 | 14,400 | | |
| 107 | 9,100 | 12,400 | 14,400 | | |
| 108 | 9,100 | 12,400 | 14,400 | | |
| 109 | 9,200 | 12,600 | 14,500 | | |
| 110 | 9,200 | 12,600 | | | |
| 111 | 9,200 | 12,600 | | | |
| 112 | 9,200 | 12,600 | | | |
| 113 | 9,200 | 12,900 | | | |
| 114 | 9,200 | 12,900 | | | |
| 115 | 9,200 | 12,900 | | | |
| 116 | 9,200 | 12,900 | | | |
| 117 | 9,400 | 13,100 | | | |
| 118 | 9,400 | 13,100 | | | |
| 119 | 9,400 | 13,100 | | | |
| 120 | 9,400 | 13,100 | | | |
| 121 | 9,500 | 13,300 | | | |
| 122 | 9,500 | 13,300 | | | |
| 123 | 9,500 | 13,300 | | | |
| 124 | 9,500 | 13,300 | | | |
| 125 | 9,600 | 13,400 | | | |
| 126 | | 13,400 | | | |
| 127 | | 13,400 | | | |
| 128 | | 13,400 | | | |
| 129 | | 13,600 | | | |
| 130 | | 13,600 | | | |
| 131 | | 13,600 | | | |
| 132 | | 13,600 | | | |
| 133 | | 13,700 | | | |
| 134 | | 13,700 | | | |
| 135 | | 13,700 | | | |
| 136 | | 13,700 | | | |
| 137 | | 13,900 | | | |
| 138 | | 13,900 | | | |
| 139 | | 13,900 | | | |
| 140 | | 13,900 | | | |
| 141 | | 14,000 | | | |
| 142 | | 14,000 | | | |
| 143 | | 14,000 | | | |
| 144 | | 14,000 | | | |
| 145 | | 14,100 | | | |
| 146 | | 14,100 | | | |
| 147 | | 14,100 | | | |
| 148 | | 14,100 | | | |
| 149 | | 14,100 | | | |

| | | | | | | |
|-----------|--|-------|-------|-------|--------|--------|
| 再任用 職員 | | 6,300 | 7,700 | 8,900 | 10,100 | 12,900 |
|-----------|--|-------|-------|-------|--------|--------|

別表第2

教育職給料表（2）の適用を受ける者（第3条関係）

| 職員の 区分 | 職務の級 号給 | 1 級 | 2 級 | 特2級 | 3 級 | 4 級 |
|-----------|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 3,900 | 5,000 | 6,800 | 10,100 | 13,500 |
| | 2 | 3,900 | 5,000 | 6,800 | 10,100 | 13,500 |
| | 3 | 3,900 | 5,000 | 6,800 | 10,100 | 13,500 |
| | 4 | 3,900 | 5,000 | 6,800 | 10,100 | 13,500 |
| | 5 | 4,100 | 5,200 | 7,400 | 10,400 | 13,800 |
| | 6 | 4,100 | 5,200 | 7,400 | 10,400 | 13,800 |
| | 7 | 4,100 | 5,200 | 7,400 | 10,400 | 13,800 |
| | 8 | 4,100 | 5,200 | 7,400 | 10,400 | 13,800 |
| | 9 | 4,200 | 5,500 | 7,700 | 10,700 | 14,100 |
| | 10 | 4,200 | 5,500 | 7,700 | 10,700 | 14,100 |
| | 11 | 4,200 | 5,500 | 7,700 | 10,700 | 14,100 |
| | 12 | 4,200 | 5,500 | 7,700 | 10,700 | 14,100 |
| | 13 | 4,400 | 5,800 | 7,900 | 11,100 | 14,400 |
| | 14 | 4,400 | 5,800 | 7,900 | 11,100 | 14,400 |
| | 15 | 4,400 | 5,800 | 7,900 | 11,100 | 14,400 |
| | 16 | 4,400 | 5,800 | 7,900 | 11,100 | 14,400 |
| | 17 | 4,700 | 6,000 | 8,700 | 11,400 | 14,800 |
| | 18 | 4,700 | 6,000 | 8,700 | 11,400 | 14,800 |
| | 19 | 4,700 | 6,000 | 8,700 | 11,400 | 14,800 |
| | 20 | 4,700 | 6,000 | 8,700 | 11,400 | 14,800 |
| | 21 | 4,900 | 6,200 | 9,000 | 11,700 | 15,100 |
| | 22 | 4,900 | 6,200 | 9,000 | 11,700 | 15,100 |
| | 23 | 4,900 | 6,200 | 9,000 | 11,700 | 15,100 |
| | 24 | 4,900 | 6,200 | 9,000 | 11,700 | 15,100 |
| | 25 | 5,100 | 6,600 | 9,300 | 11,900 | 15,300 |
| | 26 | 5,100 | 6,600 | 9,300 | 11,900 | 15,300 |
| | 27 | 5,100 | 6,600 | 9,300 | 11,900 | 15,300 |
| | 28 | 5,100 | 6,600 | 9,300 | 11,900 | 15,300 |
| | 29 | 5,400 | 7,100 | 9,900 | 12,200 | 15,500 |
| | 30 | 5,400 | 7,100 | 9,900 | 12,200 | 15,500 |
| | 31 | 5,400 | 7,100 | 9,900 | 12,200 | 15,500 |
| | 32 | 5,400 | 7,100 | 9,900 | 12,200 | 15,500 |
| | 33 | 5,600 | 7,400 | 10,100 | 12,600 | 15,800 |
| | 34 | 5,600 | 7,400 | 10,100 | 12,600 | 15,800 |
| | 35 | 5,600 | 7,400 | 10,100 | 12,600 | 15,800 |
| | 36 | 5,600 | 7,400 | 10,100 | 12,600 | 15,800 |
| | 37 | 5,800 | 7,700 | 10,700 | 12,900 | 15,900 |
| | 38 | 5,800 | 7,700 | 10,700 | 12,900 | |
| | 39 | 5,800 | 7,700 | 10,700 | 12,900 | |
| | 40 | 5,800 | 7,700 | 10,700 | 12,900 | |
| | 41 | 6,100 | 8,300 | 10,900 | 13,200 | |
| | 42 | 6,100 | 8,300 | 10,900 | 13,200 | |

再任用
職員以外
の職員

| | | | | | |
|----|-------|--------|--------|--------|--|
| 43 | 6,100 | 8,300 | 10,900 | 13,200 | |
| 44 | 6,100 | 8,300 | 10,900 | 13,200 | |
| 45 | 6,300 | 8,600 | 11,100 | 13,500 | |
| 46 | 6,300 | 8,600 | 11,100 | 13,500 | |
| 47 | 6,300 | 8,600 | 11,100 | 13,500 | |
| 48 | 6,300 | 8,600 | 11,100 | 13,500 | |
| 49 | 6,600 | 8,900 | 11,400 | 13,700 | |
| 50 | 6,600 | 8,900 | 11,400 | 13,700 | |
| 51 | 6,600 | 8,900 | 11,400 | 13,700 | |
| 52 | 6,600 | 8,900 | 11,400 | 13,700 | |
| 53 | 6,800 | 9,600 | 11,600 | 14,000 | |
| 54 | 6,800 | 9,600 | 11,600 | 14,000 | |
| 55 | 6,800 | 9,600 | 11,600 | 14,000 | |
| 56 | 6,800 | 9,600 | 11,600 | 14,000 | |
| 57 | 7,000 | 9,900 | 12,000 | 14,200 | |
| 58 | 7,000 | 9,900 | 12,000 | 14,200 | |
| 59 | 7,000 | 9,900 | 12,000 | 14,200 | |
| 60 | 7,000 | 9,900 | 12,000 | 14,200 | |
| 61 | 7,200 | 10,200 | 12,200 | 14,400 | |
| 62 | 7,200 | 10,200 | 12,200 | 14,400 | |
| 63 | 7,200 | 10,200 | 12,200 | 14,400 | |
| 64 | 7,200 | 10,200 | 12,200 | 14,400 | |
| 65 | 7,400 | 10,500 | 12,700 | 14,600 | |
| 66 | 7,400 | 10,500 | 12,700 | 14,600 | |
| 67 | 7,400 | 10,500 | 12,700 | 14,600 | |
| 68 | 7,400 | 10,500 | 12,700 | 14,600 | |
| 69 | 7,700 | 10,800 | 12,900 | 14,800 | |
| 70 | 7,700 | 10,800 | 12,900 | 14,800 | |
| 71 | 7,700 | 10,800 | 12,900 | 14,800 | |
| 72 | 7,700 | 10,800 | 12,900 | 14,800 | |
| 73 | 7,900 | 11,100 | 13,100 | 14,900 | |
| 74 | 7,900 | 11,100 | 13,100 | 14,900 | |
| 75 | 7,900 | 11,100 | 13,100 | 14,900 | |
| 76 | 7,900 | 11,100 | 13,100 | 14,900 | |
| 77 | 8,100 | 11,400 | 13,400 | 15,100 | |
| 78 | 8,100 | 11,400 | 13,400 | | |
| 79 | 8,100 | 11,400 | 13,400 | | |
| 80 | 8,100 | 11,400 | 13,400 | | |
| 81 | 8,200 | 11,600 | 13,600 | | |
| 82 | 8,200 | 11,600 | 13,600 | | |
| 83 | 8,200 | 11,600 | 13,600 | | |
| 84 | 8,200 | 11,600 | 13,600 | | |
| 85 | 8,400 | 11,800 | 13,700 | | |
| 86 | 8,400 | 11,800 | 13,700 | | |
| 87 | 8,400 | 11,800 | 13,700 | | |
| 88 | 8,400 | 11,800 | 13,700 | | |
| 89 | 8,500 | 12,200 | 13,900 | | |
| 90 | 8,500 | 12,200 | 13,900 | | |
| 91 | 8,500 | 12,200 | 13,900 | | |

| | | | | | |
|-----|-------|--------|--------|--|--|
| 92 | 8,500 | 12,200 | 13,900 | | |
| 93 | 8,700 | 12,400 | 14,100 | | |
| 94 | 8,700 | 12,400 | 14,100 | | |
| 95 | 8,700 | 12,400 | 14,100 | | |
| 96 | 8,700 | 12,400 | 14,100 | | |
| 97 | 8,800 | 12,600 | 14,300 | | |
| 98 | 8,800 | 12,600 | 14,300 | | |
| 99 | 8,800 | 12,600 | 14,300 | | |
| 100 | 8,800 | 12,600 | 14,300 | | |
| 101 | 9,000 | 12,900 | 14,400 | | |
| 102 | 9,000 | 12,900 | 14,400 | | |
| 103 | 9,000 | 12,900 | 14,400 | | |
| 104 | 9,000 | 12,900 | 14,400 | | |
| 105 | 9,100 | 13,100 | 14,400 | | |
| 106 | 9,100 | 13,100 | 14,400 | | |
| 107 | 9,100 | 13,100 | 14,400 | | |
| 108 | 9,100 | 13,100 | 14,400 | | |
| 109 | 9,200 | 13,300 | 14,500 | | |
| 110 | 9,200 | 13,300 | | | |
| 111 | 9,200 | 13,300 | | | |
| 112 | 9,200 | 13,300 | | | |
| 113 | 9,200 | 13,400 | | | |
| 114 | 9,200 | 13,400 | | | |
| 115 | 9,200 | 13,400 | | | |
| 116 | 9,200 | 13,400 | | | |
| 117 | 9,400 | 13,600 | | | |
| 118 | 9,400 | 13,600 | | | |
| 119 | 9,400 | 13,600 | | | |
| 120 | 9,400 | 13,600 | | | |
| 121 | 9,500 | 13,700 | | | |
| 122 | 9,500 | 13,700 | | | |
| 123 | 9,500 | 13,700 | | | |
| 124 | 9,500 | 13,700 | | | |
| 125 | 9,600 | 13,900 | | | |
| 126 | 9,600 | 13,900 | | | |
| 127 | 9,600 | 13,900 | | | |
| 128 | 9,600 | 13,900 | | | |
| 129 | 9,700 | 14,000 | | | |
| 130 | 9,700 | 14,000 | | | |
| 131 | 9,700 | 14,000 | | | |
| 132 | 9,700 | 14,000 | | | |
| 133 | 9,800 | 14,100 | | | |
| 134 | 9,800 | 14,100 | | | |
| 135 | 9,800 | 14,100 | | | |
| 136 | 9,800 | 14,100 | | | |
| 137 | 9,900 | 14,100 | | | |
| 138 | 9,900 | | | | |
| 139 | 9,900 | | | | |
| 140 | 9,900 | | | | |

| | | | | | | |
|-------|-----|--------|-------|-------|--------|--------|
| | 141 | 9,900 | | | | |
| | 142 | 9,900 | | | | |
| | 143 | 9,900 | | | | |
| | 144 | 9,900 | | | | |
| | 145 | 10,100 | | | | |
| | 146 | 10,100 | | | | |
| | 147 | 10,100 | | | | |
| | 148 | 10,100 | | | | |
| | 149 | 10,200 | | | | |
| | 150 | 10,200 | | | | |
| | 151 | 10,200 | | | | |
| | 152 | 10,200 | | | | |
| | 153 | 10,300 | | | | |
| 再任用職員 | | 6,300 | 7,700 | 8,900 | 10,100 | 12,900 |

(熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則の一部改正)
 第 5 条 熊本県職員等の退職手当の調整額を支給される職員等の区分に関する規則（平成 18 年熊本県人事委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。
 別表イ第 6 号区分の項第 7 号及び第 8 号中「定めるもの」の次に「、特 2 級であったもの」を加える。
 附 則
 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 21 年 3 月 27 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 6 号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。
 第 2 条中「及び別表第 2 の左欄に掲げる乗船船舶」及び「それぞれ」を削る。
 第 3 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、「又は別表第 2」を削る。
 別表第 1 を次のように改める。
 別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

| 勤 務 箇 所 | 職 員 | 調整数 |
|-------------|--|-----|
| こども総合療育センター | (1) 肢体不自由児又は知的障害児の保護及び指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士 | 3 |
| | (2) (1)以外の児童指導員及び保育士 | 2 |
| | (3) 医師及び歯科医師 | |
| | (4) 看護師長及び看護師 | |
| | (5) あん摩マッサージ指圧師 | |
| | (6) 理学療法士及び作業療法士((12)に掲げる者を除く。) | |
| | (7) 心理判定及び心理療法業務に従事する職員(以下「心理判定員等」という。)((13)に掲げる者を除く。) | |
| | (8) 言語聴覚士((14)に掲げる者を除く。) | |
| | (9) 栄養士 | |
| | (10) 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師 | |
| | (11) 歯科衛生士 | |
| | (12) 地域療育の支援の業務に従事する理学療法士及び作業療法士 | |

| | | |
|------------|---|---|
| | (13) 地域療育の支援の業務に従事する心理判定員等 (14) 地域療育の支援の業務に従事する言語聴覚士 (15) 地域療育の支援の業務に従事する保健師 | |
| 福祉総合相談所 | (1) 一時保護業務に従事する児童指導員及び保育士（夜間の生活指導等を行う者に限る。） | 3 |
| | (2) 一時保護業務に従事する職員（(1)に掲げる者を除く。） (3) 心理判定業務に従事する職員 (4) 言語聴覚士 (5) 義肢及び装具の製作並びに適合判定業務に従事する義肢装具士 | 2 |
| | (6) 身体障害者福祉司 (7) 児童福祉司 (8) 知的障害者福祉司 (9) 婦人相談業務に従事する社会福祉主事 | 1 |
| 清水が丘学園 | (1) 児童自立支援専門員及び児童生活支援員（夜間の生活指導等を行う者に限る。） | 3 |
| | (2) (1)以外の児童自立支援専門員及び児童生活支援員 | 2 |
| 八代児童相談所 | (1) 心理判定業務に従事する職員 | 2 |
| | (2) 児童福祉司 | 1 |
| 健康福祉部薬務衛生課 | (1) 麻薬取締員（係長の職にある者を除く。） | 2 |
| | (2) 係長の職にある麻薬取締員 | 1 |
| 保健所 | (1) 八代保健所に勤務し、と畜検査業務及び食鳥検査業務に従事すると畜検査員（課長の職にある者を除く。） | 2 |
| | (2) と畜検査業務又は食鳥検査業務に従事すると畜検査員（(1)に掲げる者を除く。） | 1 |
| 食肉衛生検査所 | (1) と畜検査員（所長、次長の職にある者を除く。） | 4 |
| | (2) 所長、次長の職にあると畜検査員 | 1 |
| 精神保健福祉センター | (1) 医師 (2) 心理判定業務に従事する職員 (3) 精神保健福祉相談員（(2)に掲げる者を除く。） | 1 |
| 家畜保健衛生所 | (1) 死亡牛の牛海綿状脳症の検査業務に常時従事する獣医師 | 3 |
| | (2) 家畜の衛生、防疫又は検査の業務に従事する獣医師（(1)及び(3)に掲げる者を除く。） | 2 |
| | (3) 所長 | 1 |
| 特別支援学校 | 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員 | 1 |
| 中学校 小学校 | (1) 学校教育法第81条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 学校教育法施行規則第140条第1項に規 | 1 |

| | | |
|----------------|---|---|
| | 定する障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員 | |
| 阿蘇警察署阿蘇山上警備派出所 | 警察官 | 1 |
| 漁業取締事務所漁業取締船 | (1) 船長 | 3 |
| | (2) 漁業取締船の船務に直接従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除く。） | 2 |
| | (3) 上記以外の職員 | 1 |
| 水産研究センター試験調査船 | (1) 船長 | 3 |
| | (2) 試験調査船の船務に直接従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除く。） | 2 |
| 苓洋高等学校実習船 | (1) 船長 | 4 |
| | (2) 機関長 | 3 |
| | (3) 通信士 | 2 |

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 2 カ 2 級の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|------------------------|
| 特 2 級 | 11,500円。ただし、1号給11,434円 |
|-------|------------------------|

別表第 2 キ 2 級の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|---------|
| 特 2 級 | 11,200円 |
|-------|---------|

附 則
この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 7 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 3 1 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「、第 1 0 条第 2 項第 2 号に規定する福祉業務手当」及び「及び第 2 5 条の 5 第 2 項に規定する家畜保健衛生業務従事手当」を削り、同条第 2 項中「第 1 0 条第 2 項第 1 号」を「第 1 0 条」に改め、「、第 2 5 条の 5 第 3 項に規定する家畜保健衛生業務従事手当」を削る。

附 則
この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 8 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 知事の事務部局の部総合政策局の款本庁の項中

| |
|-----|
| 局次長 |
|-----|

3 種

を

| | |
|------------|-----|
| 局次長 | 3 種 |
| 知事秘書 政策調整監 | 5 種 |

に改め、同部総務部の款地方出先機

関の項中「首席税務専門員 総務審議員」を「総務審議員」に改め、同部地域振興部の款

本庁の項中

| | |
|----------|-----|
| 川辺川ダム対策監 | 4 種 |
| 情報企画監 | 6 種 |

を

| | |
|-------|---|
| 情報企画監 | 6 |
|-------|---|

種 に改め、同部健康福祉部の款地方出先機関の項中「保健環境科学研究所次長（区分

7 種のものを除く。） 保育大学校長」を「保健環境科学研究所次長（区分 7 種のものを除く。）」に改め、同項の前に次のように加える。

| | | |
|----|----|-----|
| 本庁 | 医監 | 2 種 |
|----|----|-----|

別表第 1 知事の事務部局の部環境生活部の款本庁の項中「人権センター長 環境政策監 廃棄物公共関与政策監 消費生活政策監」を「環境政策監 廃棄物公共関与政策監」に

改め、同部商工観光労働部の款本庁の項中 労働雇用政策監 5 種 を

| | |
|----------|-----|
| 観光経済交流局長 | 3 種 |
| 労働雇用政策監 | 5 種 |

に改め、同款地方出先機関の項中「産業技術センタ

一総務企画部長 産業技術センター計量検定部長」を「産業技術センター総務企画室長 産業技術センター計量検定室長」に改め、同部農林水産部の款地方出先機関の項中「農業大学校長 水産研究センター所長」を「農業大学校長」に、「林業研究指導所長」を「林

業研究指導所長 水産研究センター所長」に改め、同表監査委員事務局の項中 課長

| | | | | |
|-----|---|---------|-----|---------|
| 5 種 | を | 首席監査審議員 | 4 種 | に改め、同表教 |
| | | 監査監 | 5 種 | |

育庁の部地方出先機関の項中「装飾古墳館長 天草青年の家所長 菊池少年自然の家所長 豊野少年自然の家所長 あしきた青少年の家所長」を「装飾古墳館長」に改め、同表警察の部警察本部の項中「監察官 留置管理室長 通信指令室長」を「監察官」に、「高速道路交通警察隊長 国際テロ・外事対策室長」を「高速道路交通警察隊長」に改め、「区分 5 種のものを除き、」を削り、「副室長（警部の階級にあるものに限る。） 次席（区分 6 種のものを除く。）」を「次席（区分 6 種のものを除く。）」に改める。

附 則
この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 9 号

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の地域手当に関する規則（平成 1 8 年熊本県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県の項中「茅ヶ崎市」を「横須賀市」に改める。
附則第 3 項中「1 0 0 分の 1 3」を「1 0 0 分の 1 4」に改める。
附則別表中「1 0 0 分の 1 6」を「1 0 0 分の 1 7」に、「1 0 0 分の 1 3」を「1 0 0 分の 1 4」に、

| | | |
|--------------|------|------|
| 1 0 0 分の 1 2 | 東京都 | 府中市 |
| 1 0 0 分の 9 | 東京都 | 清瀬市 |
| | 福岡県 | 福岡市 |
| 1 0 0 分の 7 | 神奈川県 | 茅ヶ崎市 |

を

| | | |
|--------------|------|------|
| 1 0 0 分の 1 2 | 東京都 | 清瀬市 |
| | | 府中市 |
| 1 0 0 分の 1 0 | 神奈川県 | 横須賀市 |
| | 福岡県 | 福岡市 |

に

改める。
附 則
この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 1 0 号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県へき地手当等に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 2 2 号）の一部を

次のように改正する。

別表第1小学校の部阿蘇教育事務所の項中

万成小学校
西里小学校
りんどうヶ丘
小学校

を

りんどうヶ丘
小学校

に改め、同部八代教育事務所の項中

泉第五小学校
泉第六小学校

を

泉第六小学校

同部球磨教育事務所の項中

五木西小学校
五木北小学校

を

五木北小学校

「第5条の2」を「第6条」に改める。
別表第2小学校の部阿蘇教育事務所の項を削り、同表中「第5条の2」を「第6条」に改める。

別表第3小学校の部阿蘇教育事務所の項中「中原小学校」を「小国小学校 中原小学校」

に改め、同表中

| | | |
|-------------------------------|---------|---------|
| 学校給食法 第5条の2 に規定する 施設 | 天草教育事務所 | 維和共同調理場 |
|-------------------------------|---------|---------|

を

| | | |
|-------------------------|---------|-------------|
| 学校給食法 第6条に規 定する施設 | 阿蘇教育事務所 | 小国町学校給食センター |
| | 天草教育事務所 | 維和共同調理場 |

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月27日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「支出科目コード」を「事業科目コード」に改める。

別記第1号様式中「支出科目コード」を「事業科目コード」に、「款」を「大事業」に、「項」を「中事業」に、「目」を「小事業」に、「細目」を「説明」に改める。

別記第2号様式中「給与支出科目」を「給与事業科目」に、「款」を「大」に、「項」を「中」に、「目」を「小」に、「細目」を「説明」に、「採用前経年」を「採用前経月」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第2号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛敏

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教職員住宅管理規程（昭和40年熊本県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次の
ように改正する。

別表（第4条、第6条関係）単独住宅の部「熊本県立倉岳高等学校職員住宅」の款を「
熊本県立天草高等学校倉岳校職員住宅」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。